

枚方市立楠葉西中学校

危機管理マニュアル

令和6年 4月

学校の「危機管理マニュアル」 目次

1 マニュアルの基本事項	
◆危機管理マニュアルの目的と位置付け	1
◆危機管理の基本方針	1
◆教職員・関係者等への周知等	2
◆マニュアルの保管方法	3
◆マニュアルの見直しと改善	4
◆改訂履歴一覧	6
2 事前の危機管理	
◆地域、学校、学区の現状	4
◆危機管理の前提となる危機事象等	5
◆平常時の危機管理体制	6
◆点検	6
◆事故、ヒヤリ・ハット、気付き報告様式	9
◆運動前の体調チェック	10
◆運動部活動における頭頸部外傷等事故防止	10
◆熱中症の予防措置	11
◆食物アレルギー・アナフィラキシーの未然防止	12
◆犯罪被害防止に関する日常管理	16
◆インターネット上の犯罪被害防止対策	17
◆火災予防対策について	17
◆安全教育	19
◆校外活動における危機未然防止対策	20
◆校内行事に際しての危機未然防止対策	21
◆緊急時の非常参集体制	22
◆事故・災害発生時の対策本部体制	25
◆緊急時持ち出し品の内容、保管場所、担当者	28
◆重要書類等の保管・整備	28
◆事件・事故・災害等発生時の情報整理様式	28
◆関係機関の緊急連絡先一覧	29
◆水害避難計画	30
◆地震避難訓練の実施	32
◆不審者避難訓練	34
3 発生時（初動）の危機管理	
◆近隣で犯罪被害につながる事案が発生した場合の対応	37
◆学校に犯罪予告・不審物等があった場合の対応フロー	37
◆一次救命を行う上での留意点	38
◆頭部外傷の初期対応	38
◆熱中症初期対応	39
◆食物アレルギー初期対応	40
◆交通事故発生時の対応フロー	41
◆大雨等が予想される場合の事前の臨時休業等の措置	42
◆突発的な気象災害等の発生時の対応フロー	42
◆地震発生直後の対応フロー	42
◆国民保護条例がだされた時の場合	43
4 事後の危機管理	
◆安否確認	45
◆災害用生徒等安否確認様式	46
◆集団下校・引渡しと待機	47
◆保護者・報道機関への対応	49
◆生徒、保護者への説明	50
◆教育活動の継続	52
◆生徒等の心のケア	55
◆教職員の心のケア	57
◆調査・検証・報告・再発防止等	58

◆危機管理マニュアルの目的と位置付け

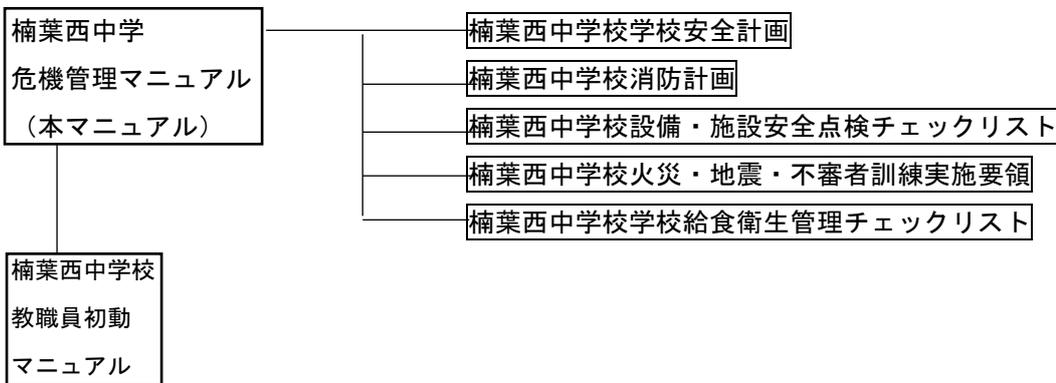
(1) 本マニュアルの目的及び法的根拠

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から生徒及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第29条第1項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

また本校は、枚方市地域防災計画において水防法に基づく避難促進施設に指定されている。このため、本マニュアルは、同法第15条の3第1項に基づく「避難確保計画」としても位置付けられる。

(2) 関連計画・マニュアル等との関係

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、本校におけるその他の学校安全に関する計画・マニュアル等（下図）と常に整合を図りつつ本校の学校安全を推進するものである。



◆危機管理の基本方針

《本校における危機管理の基本原則》

本校における危機管理は、以下の事項を基本原則として執り行う。

- 生徒の生命、安全の確保を第一とする。
- 指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体として組織的な対応を行う。
- 地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。

本マニュアルに定めのない事態が発生した場合などは、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置を取るものとする。

《危機管理のポイント》

- 生徒及び教職員の安全を確保するため、常に最大限の努力をする。
- 学校と生徒、保護者、関係機関との信頼関係を保つ。
- 指揮命令系統を管理職に一本化し、組織的に、迅速・的確な対応を行う。
- 常に最悪の事態を想定し、被害等を最小限に留めるための対応を図る。

《本校における危機管理の基本方針》

- 危機発生に備え、本マニュアルに従って危機管理の体制を整えるとともに、訓練・研修等を通じ

て、各自の役割分担や緊急時の対応要領を習熟する。

- 学校の施設・設備、地域の実情等を十分に把握し、そこから想定される様々な危機を想定した危機管理体制を構築する。
- 教育委員会、警察・消防等の関係機関、保護者（PTA）、地域住民等との連携を図る。
- 危機の対応に当たっては、生徒や教職員の命を守ることを最優先とし、危険をいち早く予測・予見して、危機の発生を未然に防ぐ。
- 万が一、危機が発生した場合は、拙速であっても迅速に対応し、被害を最小限に抑える。
- 危機が収束した後は、再発防止と教育再開に向けた対策を講じるとともに、被害に遭った生徒やその保護者等への継続的な支援を行う。

◆ 教職員・関係者等への周知等

（１）教職員の共通理解促進

校長は、以下の研修・訓練等を実施することにより、本校の全ての教職員（臨時的任用・非常勤を含む。以下同じ。）に対し、本マニュアルに定める事項を周知徹底するとともに、学校安全への意識高揚を図る。

周知方法	周知・確認内容
年度当初のマニュアル読み合わせ研修 ※但し臨時的任用・非常勤の教職員は、担当者又は管理職からの個別説明	* 本マニュアルに定める事項全般 * 各教職員の役割
職員会議等における周知	* 季節ごとの注意点
学期に1回、異なる発生事象を想定して実施する実働訓練又は図上演習	* 発生事象別の緊急対応手順 * 発災時の各教職員の役割

全ての教職員は、本マニュアルに定める事項を十分に理解し、事故等の未然防止、及び発生した場合の自らの役割を習熟するとともに、これを確実に遂行し、学校安全の推進に努める。

（２）生徒・保護者への周知

校長は、本校の生徒・保護者に対し、本マニュアルに定める事項を、以下のとおり周知するものとする。

周知対象	周知方法	周知内容
生徒	* 新学年開始時期の学級活動・ホームルーム活動 * 各種防災訓練 * 防災教育の学習	* 本校で想定される事故・災害等 * 事故・災害等の未然防止、事前の備えとして生徒が行うべき事項 * 事故・災害等の発生時に生

		徒が取るべき行動
保護者	下記で資料配布・説明 * 新入生保護者説明会 * 入学式後の保護者説明会 * P T A 総会 * 定例保護者会	* 本校で想定される事故・災害等 * 事故・災害等の未然防止、事前の備えとして保護者が行うべき事項 * 事故・災害等の発生時における学校の対応や保護者が取るべき行動（引渡し等）

（３）関係機関への周知

校長は、毎年開催する枚方市立楠葉西中学校区地域教育協議会やコミュニティ会議における協議の場を通じて、以下の関係機関に対し、本マニュアルに定める事項を周知するものとする。また、危機管理マニュアルに大きな変更等が生じた場合は、その都度、同様の措置を取る。

- * 校区自主防災組織
- * 枚方警察署 * 枚方東消防署
- * 学校医・学校歯科医・学校薬剤師

◆ マニュアルの保管方法

本マニュアルは、事故・災害等の発生時に備えて、以下のとおり配布・保管する。これらは常に最新版を維持するよう、マニュアル改訂の都度、確実に更新するものとする。

①本マニュアル保管場所・保管方法

本マニュアルの保管場所・保管方法は、以下のとおりとする。 電子データ（原データ）

Pドライブ⇒危機管理マニュアル

[バックアップ]Nドライブ⇒危機管理マニュアル

- * 校長室・職員室配備：計２部
- * 非常用持ち出し品入れ：１部

②緊急時対応手順の掲示

本マニュアルのうち、人命に直結するなど特に緊急性が高い事象については、発生直後の緊急時対応手順（フロー）を下記の箇所に掲示する。

《傷病者発生時対応手順》

- * 体育館内 * プールサイド * 職員室

《火災発生時対応手順》

- * 家庭科室 * 理科室 * 職員室

《緊急通報手順・通報先》

- * 職員室

《アレルギー対応》

- * 職員室

③教職員への配布

各教職員には、毎年度当初に実施する本マニュアルの読み合わせ研修に際し、冊子形式の本マニュアル及びこれを抜粋した教職員初動対応マニュアル（カード式）を1部ずつ配布する。教職員は、本マニュアルの内容を習熟するとともに、教職員初動対応マニュアルを常に携帯するものとする。

◆ マニュアルの見直しと改善

校長は、下記の表に示すタイミングで本マニュアルの見直しを行い、継続的にこれを改善することで、本校の学校安全の継続的な向上を図る。

定例見直し・・・* 毎年度当初、及び人事異動があったとき

* 各種訓練・研修等を実施した後

随時見直し・・・* 枚方市の地域防災計画、国民保護計画など、関係機関の関連計画・マニュアル等の改訂があったとき

* 各種ハザードマップの改訂、近隣における事故・犯罪の発生など、起こりうるリスクに関する情報の変更があったとき

* 先進学校の情報その他マニュアルの見直し・改善に役立つ情報を入手したとき

学校、学区の現状

本校は枚方市の北西部に位置している。海拔は低く洪水浸水区域である。

校舎は昭和53年建築であり、老朽化が進んだこと及び耐震補強の必要から平成21年22年に改修工事が行われた。学区は樟葉南小学校、樟葉西小学校からなる。近隣学区からの学区外通学者も徒歩通学している。在籍する生徒、教職員の状況は以下のとおり。なお、教職員のうち約4割は市外からの通勤者である（京阪本線利用）。

令和5年 5月

1年 生徒数	2年 生徒数	3年 生徒数	常時勤務教職員数
126人（支援内数）	142人（支援内数）	119人（支援内数）	32人
8人	8人	5人	非常勤・夜間早朝7人

※2023年度

本校に通う生徒の世帯構造としては、核家族世帯と三世帯世帯では核家族世帯が多い。保護者は日中勤務している共働き世帯が多いが、PTA活動への参画に熱心な世帯も多い。自主防災組織等の地域活動も活発な地域である。一方で、地域としての高齢化も進んでおり、災害時には要配慮者となる住民も多い。

（1）地震災害について

枚方市地域防災計画によると、本市で発生するおそれのある地震で想定されている被害等は、以下のとおりである。

生駒断層帯の一部である片野断層が市東部、田口断層が市中部、枚方断層が市南部にあると推定（2022. 3月）

南海トラフ巨大地震による枚方市の震度は、震度6弱と推定（2022. 3月）

（2）校区の洪水等による浸水被害について

枚方市の発行する「枚方市洪水・土砂災害ハザードマップ」（2022年4月発行）によると、市内を流れる船橋川、淀川で氾濫が発生した場合には、以下のような浸水被害の可能性が示されている。

5 m以上10 m未満の浸水 一部、はん濫による家屋倒壊も起こる可能性あり。

（3）その他本校で想定される危機事象

危機事象		想定される事例
生活安全	疾病の発生	熱中症、体育授業中・休憩時間中の頭頸部損傷 その他の外傷、 階段・窓・からの転落、 急病等による心肺停止等
	犯罪被害	不審者侵入、通学路上の声掛け・盗取、 学校への犯罪予告、 校内不審物
	食物等アレルギー	学校給食や教材によるアレルギー・アナフィラキシー
	食中毒、異物混入	学校給食による食中毒、学校給食への異物混入等
交通安全	自動車事故	通学路上・部活動・校外活動中の自動車事故
	自転車事故	帰宅後の自転車事故
災害安全	強風	台風などの強風による飛来物・停電など
	突風、竜巻、雷	突風・竜巻による家屋倒壊・飛来物、落雷
	豪雪	大雪による交通寸断、停電など
	大規模事故災害	電車の脱線事故など
	火災	校内施設からの出火
その他	弾道ミサイル発射	Jアラートの緊急情報発信
	感染症	結核、麻しん、新型コロナウイルス、新たな感染症等
	大気汚染	光化学オキシダント被害、微小粒子状物質（PM 2.5）
	その他	インターネット上の犯罪被害 等

(4) 避難所等の指定状況

枚方市の「地域防災計画」では、本校は災害時の緊急避難場所・避難所として指定されていませんが、給水バルーンは教材室に保管しています。

◆ 平常時の危機管理体制

校長は、学校における危機管理の最高責任者として、日常の安全管理・安全教育を推進するため、校内安全委員会（下図）を設置して危機管理体制を確立し、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を取りまとめる。教頭、学校安全担当教諭は、校内安全委員会において、校長の指示に基づき、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を推進する。教務主任、事務長、養護教諭をはじめとする各教職員についても日常の安全管理・安全教育を担い、全員体制で日々の取組を推進していく。上記に加え、管理職や学校安全担当者は、職員会議、学年会、校内研修会等の様々な機会をとらえて学校安全に関する話題を取りあげ、日頃から全教職員の危機管理意識の維持高揚を図るよう努める。

◆ 点検

校長は、学校・校地周辺・通学路の安全を保ち、事故・災害等の発生を防止するため、点検を中心とした危険箇所の把握とその分析及び管理を計画的に実施する。

(1) 危険箇所の把握

危険箇所の把握は、以下の方法で実施する。

● 安全点検（教職員により実施）

安全点検等の実施時期、対象、担当、様式については以下のとおりとする。なお、異常を発見した場合には、様式への記入に加えて写真や簡単な図等を追加しておく。

点 検 検 査 項 目 表

区 分	点 検 項 目
整 理 整 頓	校舎内外の整理清掃、廃物、油ボロ等の始末 土間、床等の清掃、火気資料設備付近の整理整頓 防火扉付近の障害の有無 消防用設備（消火栓及び消火器）付近の障害物の有無 通路、階段付近の障害物の有無
標 示	禁煙、火気厳禁等の標示の適否 消火器具、消火設備等の標示の適否 避難設備、警報設備等の標示の適否 その他、保安上必要な標示状況
危 険 物 関 係	収納容器の適否、許可外品貯蔵取り扱いの有無 許可数量超過の有無、貯蔵取り扱い方法の有無

そ の 他		防火管理担当者の職務遂行状況、職員の防火に対する関心状況 消防（避難）訓練の徹底状況 夜間警備の適否、消火器具等の使用知識の状況 火気使用器具・設備の状況、消火器具・設備等の配置の適否 火気使用取り扱いの適否	
消 防 設 備	消火設備	消火器具 消火設備	破損、変形の有無 作動性能・機能の状況 精密検査の状況
	避難設備	非常口、階段、通路 脱出口、救出口 避難器具等	同 上
	警報設備	自動火災報知器 電気火災報知器 消防機関への通報設備 非常警報器具又は設備	同 上
電 気 関 係		絶縁検査実施状況、配線工事の適否 避雷設備の状況、硝子等の脱落、破損 使用ヒューズの適否、規格コード、器具使用の有無 電線、コードの劣化の有無、死線、休止線の整理 配線負荷の適正状況、電線、コード等の接触良否 コード、配線不良、分岐の有無、器具使用付近の構造の良否 ネオン管灯設備の管理状況	

点 検 基 準

区 分	区 分	事 項	回 数	点検者氏名
自 主 点 検	避難及び防火上必要な構造 及び設備の維持・管理	概 要	随 時	
		細 密	毎年 2 回以上	
	管理清掃設備	屋 内	随時終業後	
		屋 外	同 上	
	火気使用設備	器 具	始業・終業各1回	
		器具管理状況	毎週1回以上	
	喫煙等管理状況		随時終業後	
		同 上		

	危険物関係その他	全 般	随時	
消防設備の維持点検	消火器の員数	外観の点検 破損・変形の有無等	6ヶ月に1回以上	
	設備場所の状況	技術的点検 作動試験・性能試験等	1年に1回以上	
	使用上の障害等	精密検査	6ヶ月に1回以上	
電気設備の保守点検	絶縁検査その他		1ヶ月に1回以上 毎月1回以上	

枚方市立楠葉西中学校 施設・設備安全点検表

管理者 _____

点検日時	() 月 () 日	点検者 ()
場 所 点検結果	場 所 () ・異常あり () ・異常なし ()	
破損箇所 破損器具	(分かりやすく記入してください)	

《毎月1日点検を実施し、教頭に報告》

毎月5日✕

異常のあるなしにかかわらず、全員報告してください。

異常があった場合は、点検報告✕切日を待たずに、すぐに教頭まで報告してください。

※生徒にかかわる破損については必ず生徒指導主事にも報告のこと。

※事故がなくても、ヒヤリ・ハットの報告もしてください。

● 合同点検（保護者、地域、警察等と実施）

毎年1学期中に「学校安全マップ」を基に、教職員・生徒・地域関係者と合同で通学路の点検を実施する。その際、以下の点を確認する。

- ・ 歩道や路側帯の整備状態
- ・ 車との側方間隔や往来する車の走行スピード
- ・ 右左折車両のある交差点や見通しの悪い交差点
- ・ 沿道施設の出入口の見通し
- ・ 渋滞車両・駐車車両の存在（日常的な状況）
- ・ 通学路にある犯罪発生条件（死角、外灯の有無など）

● 事故、ヒヤリ・ハット、気付き報告（教職員、生徒、より）

学校生活を送る中で、あるいは教育環境や教育活動全般において、以下のような事態が発生した場合には、「事故、ヒヤリ・ハット、気付き報告様式」を用いて報告し、必要に応じて修理等対策を講じる。報告された情報は、校内配置図・校外マップを用いて整理・集積し、生徒支援部にてデータを蓄積する。

- ・ 事故に遭った（見聞きした）
- ・ 事故や怪我には至っていないが「ヒヤリ」とした体験をした
- ・ 潜在的なリスクに気づいた

なお、報告者は教職員だけでなく、生徒、保護者、地域住民、関係機関等も含むものとし、情報を受け取った教職員は代理で様式に記録する。

● 事故等情報より抽出

安全点検の際に、下記データベースを検索し、抽出した事例を自校の環境に置き換えて危険箇所を把握する。

《危険箇所の分析・管理》

把握した危険箇所について、校内にて対応可能なものは速やかに改善措置を取り、その旨記録する。校内のみでの対応が困難なものについては、以下の方針で分析・対策・管理をする。

① 危険箇所をそのままにした場合に起こり得る事故・被害を具体的に想定する。

- 生徒の振る舞い、行動を分析する（横断時の左右未確認、一時不停止等）。
- 大勢での移動、車椅子での移動など、多様な条件が存在することに留意。

② ①の想定結果が重大なものから優先的に対応を取る。

➢ 【物理的対策】

校務員や市に依頼して緊急修理、転落防止の防護策の設置、外灯の設置、植栽の剪定依頼等

➢ 【人的対策】

警察の協力を得た重点的な交通安全キャンペーン等

➢ 【生徒等への指導・連携】

特に注意して横断すべき箇所、犯罪発生危険箇所に対する重点的な街頭指導、PTA・地域と危険箇所についての共通認識をもつ等ヒヤリ・ハット報告等は、地図・図面を用いて整理しておく。

教職員・生徒等に共有するため、図面等を校内に掲示しておく。

◆ 毎朝の体調チェック

過去のデータからは、事前に健診等で心疾患のハイリスク群とされた生徒でなくとも突然の心停止は起こることが明らかとなっている。そのため、どのような子供でも突然死は起こり得るものとして、万一の事態に備える。

◆ 運動部活動における頭頸部外傷等事故防止

(1) 指導計画を作成する上での確認事項

校長は、安全指導の徹底について教職員の共通理解を図る。また、顧問教員は、外部指導者と連携し、以下の確認事項を踏まえた上で適切な指導計画を作成し、計画的に実施する。

○活動目標を明確にした上で、事故発生要因となりうる以下の危険要因を十分に見極め、指導計画に反映する。

- ① 個人（スポーツを実践している人）の要因
- ② 方法（スポーツの方法・内容・仕方等）の要因
- ③ 環境（スポーツの施設、設備、用具、自然条件、社会環境等）の要因
- ④ 指導・管理（スポーツの指導方法・内容、管理体制等）の要因

○生徒の健康状態に配慮した練習日数や練習時間を設定する。

○疲れや体調不良など、日頃から生徒の健康管理に十分配慮する。

○運動種目等の特性を踏まえ、種目特有の危険性に配慮した適切な練習内容を設定する。

○教員顧問等が活動場所に不在の場合は、事故の起きやすい活動内容を避ける。

○大会参加に当たって、以下の点を確認する。

- ①適切な実施計画を作成し、関係職員や保護者に周知するとともに、参加に対する保護者の承諾を適切な方法で得ているか。
- ②大会中の生徒の健康管理に配慮しているか。
- ③移動手段は適切なものであり、安全は確保されているか。
- ④緊急時の連絡体制（医療機関、学校、保護者）が整備され、確実に機能するかを事前に確認しているか。

顧問教員は、活動方針や活動内容、年間計画について保護者に周知するとともに、日常の活動や生徒の健康状態等の情報交換など、連携を十分に図る。

(2) 生徒への指導事項

顧問教員は、運動部活動を行うに当たって以下の点について生徒に十分指導する。

○基本的に生徒自身が自らの体調を考え、無理をせずに実施していくことが重要である。

○過剰な練習や無理な環境下での練習は、様々な事故の誘引となる危険性がある。

○長時間集中して活動していると判断力が低下してくるため、周囲の生徒が互いの体調を相互管理する（体調不良等の観察、声掛け等）。

○自分自身が体調不良（頭痛、吐き気・気分不快等）を感じたときには速やかに顧問教員に伝える。

◆ 熱中症の予防措置

(1) 暑さ指数を用いた活動判断

校長は生徒の熱中症を予防するため、必要に応じて担当教職員に指示し、暑さ指数（WBGT）を用いた環境条件の評価を行うとともに、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下す。

暑さ 指数 (WBGT)	湿球 温度 (注1)	乾球 温度 (注1)	注意すべき 生活活動の 目安(注2)	日常生活に おける注意 事 項(注2)	熱中症予防運動指針(注)	本校の 対応
31℃ 以上	27℃ 以上	35℃ 以上	すべての生活活動で 起こる危険性	高齢者においては安静状態 でも発生する危険性が大き い。外出はなるべく避け、涼し い室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を 中止する。	運動 原則 中止
28～31℃ (注3)	24～ 27℃	31～ 35℃		外出時は炎天下を避け、室内 では室温の上昇に注意する。 厳重警戒(激しい運動は中 止) 熱中症の危険性が高いので、 激しい運動や持久走など体温 が上昇しやすい運動は避け る。10～20分おきに休憩を 取	厳重警戒(激しい運動は 中止) 熱中症の危険性が高いの で、激しい運動や持久走 など体温が上昇しやすい 運動は避ける。10～20 分おきに休憩を取り水 分・塩分の補給を行う。	激しい 運動は 中止
25～28℃	21～ 24℃	28～ 31℃	中等度以上の生活活動で 起こる危険性	運動や激しい作業をする際は 定期的に充分に休憩を取り入 れる。	警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険が増すの で、積極的に休憩を取り 適宜、水分・塩分を補給す る。激しい運動では、30 分おきくらいに休憩をと る	積極的 に 休憩
21～25℃	18～21℃	24～ 28℃	強い生活活動で起こる 危険性	一般に危険性は少ないが激し い運動や重労働時には発生 する危険性がある	注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が 発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意する とともに、運動の合間に 積極的に水分・塩分を補 給する。	積極的 に 水分 補給
21℃ 以下	18℃ 以下	24℃ 以下			ほぼ安全(適宜水分補給) 通常は熱中症の危険は小 さいが、適宜水分・塩分 の補給は必要である。	適宜 水分 補給

(2)熱中症防止の留意点

校長は、各教職員に指示して、

環境の 留意点	<ul style="list-style-type: none"> ● 直射日光、風の有無:直射日光の下での活動や風がない状態での活動を避ける。 ● 急激な暑さ:梅雨明けなど急に暑くなったときには注意する。
主体別の 留意点	<ul style="list-style-type: none"> ● 体力、体格の個人差:肥満傾向の人、体力の低い人には注意する。 ● 健康状態、体調、疲労の状態:運動前の体調チェック、運動中の健康観察を行う ● 暑さへの慣れ:久しぶりに暑い環境で体を動かす際には注意する。 ● 衣服の状況など:衣服は軽装で透湿性や通気性のよい素材とし、直射日光は帽子で防ぐ。
運動中の 留意点	<ul style="list-style-type: none"> ● 運動の強度、内容、継続時間:部活動におけるランニング、ダッシュの繰り返しに注意する。また、プールは、暑さを感じにくい但实际上には発汗しているため気付かないうちに脱水を起こしやすいことなどが、熱中症の原因になることに注意する。 ● 水分補給:0.1～0.2%程度の食塩水やスポーツドリンク等をこまめに補給する。 ● 休憩の取り方:激しい運動では30分に1回の休憩が望ましい。

以下の留意点を踏まえ、教育課程内外を問わず適切な熱中症の防止措置を取る。

◆ 食物アレルギー・アナフィラキシーの未然防止

(1)アレルギー対応委員会の設置と学校全体の組織的な取組

校長を責任者とし、下表の関係者で組織するアレルギー対応委員会を校内に設置する。同委員会では、校内の生徒のアレルギー疾患に関する情報を把握し、日常の取組と事故予防、緊急時の対応について協議し情報を共有する。取組プランや緊急時のマニュアルを作成する際には、医師が作成した管理指導表に基づき話し合いを進める。※アレルギー疾患の対応では学校、保護者、医師が連携して取り組むことが重要であり、そのためには管理指導表の活用は不可欠である。

委員長	校長	対応の総括責任者
委員	教頭	校長補佐、指示伝達、外部対応 ※校長不在時には代行
	首席	教頭補佐、校内連絡、指示伝達、外部対応
	養護教諭	実態把握、主治医や学校医と連携、事故 教務主任・主幹教諭・養護教諭・栄養教諭等の補佐
	学校給食担当	各学級における給食時間の共通指導
	関係学級担任・学年主任	安全な給食運営、保護者連携、事故防止

(2)食物アレルギー対応に関する教職員の役割分担

日々の取組に関する教職員の役割分担は以下のとおりとする。

校長等	<ul style="list-style-type: none"> *校内の食物アレルギー対応のすべての最高責任者であり、市区町村教育委員会等の方針の主旨を理解し、教職員に指導する。 *食物アレルギー対応委員会を設置する。 *個別面談を実施(マニュアルに定められた者と一緒に行う)する。 *関係教職員と協議し、対応を決定する
全教職員	<ul style="list-style-type: none"> *食物アレルギーを有する生徒の実態や個別の取組プランを情報共有する。 *緊急措置方法等について共通理解を図る。 *学級担任が不在のときサポートに入る教職員は、学級担任同様に食物アレルギーを有する生徒のアレルギーの内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。
学級担任	<ul style="list-style-type: none"> *食物アレルギーを有する生徒の実態や個別の取組プラン、緊急措置方法等について把握する。 *個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。 *昼食時間は、決められた確認作業(指さし声出し)を確実にを行い、誤食を予防する。また楽しい給食時間を過ごせるように配慮する。 *食物アレルギーを有する生徒の給食の喫食や食べ残し状況等を記録し、実態把握に努める。 *昼食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。 *他の生徒に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> *食物アレルギーを有する生徒の実態把握や個別の取組プラン、緊急措置方法等(応急処置の方法や連絡際の確認等)を立案する。 *個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。 *食物アレルギーを有する生徒の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。 *主治医・学校医・医療機関との連携を図り、応急措置の方法や連絡先を事前に確認する。

(3)食物アレルギー対応実践までのなぐれ

学校入学を契機として、食物アレルギー対応は、基本的に入学説明会などの機会が出発点となるが、在学中に新たに発症する場合や配慮・管理が必要になる場合もあるので、状況に応じて適切に対応する。

実施項目	内容	実施時期
1. アレルギー疾患を有し、配慮・管理の必要な生徒の把握	<p>(A)入学説明会の機会に、アレルギー疾患に対する配慮・管理を要すると思われる場合は申し出るよう促す。</p> <p>(B)アレルギー疾患の生徒に対する取組について相談を受け付ける旨の保護者通知を配布する。</p> <p>・その他、養護教諭の引継ぎ、小6・中3担当教諭での引継ぎを行う。</p>	11月～3・4月

2. 対象となる生徒の保護者への管理指導表の配布	○(A)により申し出があった場合には、教育委員会等から保護者に管理指導表を配布し、入学予定校への提出を要請する。保護者からのヒアリングにおいて医師が学校での取組を必要としない場合や家庭での管理を行っていない場合は提出の対象外となる。 ○(B)により相談の申し出があり、学校での配慮・管理を実施する必要があると判断された場合には、学校が保護者に管理指導表を配布し、学校への提出を要請する。	11月～3・4月
↓ ↓ ↓	① 主治医による管理指導表の記載 ② 保護者が入学予定校(在籍校)に管理指導表を提出 ③ 必要に応じて、学校からさらに詳細な資料の提出を依頼 ④ ③の依頼を受けた保護者からの資料の提出	
3. 管理指導表に基づく校内での取組の検討・具体的な準備	○校長、教頭、学級担任(学年主任)、養護教諭等が管理指導表に基づき、学校としての取組を検討し、「取組プラン(案)」を作成する。 ○養護教諭等が中心となり、取組の実践にむけた準備を行う。 ① 個々の生徒の病型・症状等に応じた緊急体制の確認(医療機関・保護者との連携) ② アレルギー取組対象生徒の一覧表の作成(以後、個々の「取組プラン」とともに保管) など	1月～3月・4月
4. 保護者との面談	○「取組プラン(案)」について、保護者と協議し「取組プラン」を決定する。	2月～3月・4月
5. 校内「アレルギー疾患に対する取組報告会」における教職員の共通理解	教職員全員が個々の生徒の「取組プラン」の内容を理解する。	2月～3月・4月
↓ ↓	「取組プラン」に基づく取組の実施(取組の実践とともに、必要に応じ保護者との意見交換の場を設ける。)	
6. 校内「アレルギー疾患に対する取組報告会」における中間報告	「取組プラン」に基づくこれまでの取組を振り返り、改善すべき点等を検討する。この際必要に応じ、保護者と連絡を取りながら「取組プラン」を修正する。	8月～12月
↓	取組の継続実施	
7. 来年度に活用する管理指導表の配布等	配慮・管理を継続する生徒の保護者に対し、次年度に活用する管理指導表を配布する。	2月～3月

(4)給食における対応

本校の学校給食における食物アレルギー対応の大原則は以下のとおりとする。

- 食物アレルギーを有する生徒生徒等にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表(ア

アレルギー疾患用)」の提出を必須とする。

- 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応(提供するかしないか)を原則とする。
- 学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み、無理な(過度に複雑な)対応は行わない。
- 枚方市教育委員会より示される食物アレルギー対応の方針に基づいて対応するとともに、必要に応じて同委員会より支援を受ける。

(5)学級における安全な給食運営

学級担任及びサポートに入る教職員は、学級における日々の給食運営を以下の対応レベルに応じて確実に実施する。

【レベル1】詳細な献立表対応

- *最も誤食事故が起きやすい対応のため、配布された詳細な献立表により、毎日必ず原因物質の有無を確認する。

【レベル2】弁当対応

- *持参した弁当を安全で衛生的に管理する。
- *特定の献立に対してのみ部分的に弁当を持参する対応を取る場合には、給食内容や対応弁当を把握、確認し誤食を防止する。

【レベル3】除去食

【レベル4】代替食対応

- *配布された献立内容を確認する。
- *対応食の受け取り方、給食当番の割り当て、喫食時・片付け時・交流給食時の注意事項を定め、これを確実に守る。

(6)給食以外で配慮が必要な活動における対応

全教職員は、飲食だけでなく、ごく少量の原因物質を吸い込んだり触れたりすることでもアレルギー症状を起こす生徒がいることを念頭に「取組プラン」に基づく対応を実施する。特に配慮が必要な活動については以下のとおり。

調理実習

- *家庭科の授業で鶏卵、牛乳、小麦などを使った調理実習が行われる際にそれらの食物アレルギーを有する生徒に対する配慮が必要になる。

卵の殻を使った授業

- *卵の殻自体には鶏卵タンパクは含まれておらず、触っても問題ないが、割った直後には生の鶏卵タンパクが付着しており、卵白が付着した殻への接触により顔面の腫脹など症状を起こす可能性がある。

牛乳パックの洗浄

- *リサイクル体験などで生徒が給食後に牛乳パックを解体、洗浄、回収する場合があるが、この作業により牛乳が周囲に飛び散る。微量の牛乳が皮膚に接触するだけで全身症状を来す最重症の生徒にとっては周囲で行われるだけでも大変危険なので、十分な配慮が必要である。

ソバ打ち・うどん打ち 体験授業

- *ソバ打ちは、ソバ粉と小麦粉をふるいにかけて練るところから始まる。ふるいにかけるときに、ソバ粉が宙を舞って吸い込んだり、練るときに皮膚に触れたりするため、ソバアレルギーの生徒にとっては注意が必要である。
- *うどん打ち体験も小麦アレルギー児にとって問題になる。

◆ 犯罪被害防止に関する日常管理

(1)校門及び校舎入口の管理

通常授業日の校門管理は、以下を基本とする。校長は、各学級担任を通じ、これを生徒及び保護者に周知するとともに、登下校時間の遵守を生徒に徹底させる。

時間	生徒・教職員	来校者・保護者
登校時間 8時00分～25分	<ul style="list-style-type: none"> ●生徒は正門から登校する。 ● 施設管理人が朝7時開錠夜9時30分に施錠する。 ● 生徒は遅刻した場合、必ず職員室に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 常に正門横の通って使って出入りする。 ※正門のみ防犯カメラ有
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ● 生徒・教職員ともに正門を使って出入りする。 	
下校時間 *曜日・学年・クラブの時間帯により異なる	<ul style="list-style-type: none"> ● 生徒・教職員ともに正門を使って出入りする。 	
下校時間後	<ul style="list-style-type: none"> ● 生徒・教職員ともに正門を使って出入りする。 ●施設管理人が夜9時30分に施錠する 	

(2)来校者の管理

校長は、全教職員への指示・周知を通じて、下記の来校者対策を徹底し、不審者侵入に万全の対策を取るよう努める。

- 来校者向けに、職員玄関に「来校者の方は受付票に記入してください」の案内を掲示し、来校証の名札を着用してもらう。
- 来客の予定がある場合は、職員室ホワイトボードに記入する。
- 保護者にはPTAより配付された「来校証」の名札を着用していただく。
- 保護者の自家用車による来校は原則禁止とする。
- 教職員は、学校を管理する立場にあるという心構えをもって、来校者とすれ違った際には胸章や保護者カードを確認し、積極的に挨拶・声掛けをするよう心がける。

◆ インターネット上の犯罪被害防止対策

(1)最新事例の把握

校長は、インターネット上の犯罪被害を未然に防止するため、担当教職員に指示して、年度初めに以下のウェブサイトを中心に最新事例や統計情報などを入手し、生徒への指導に反映し市教委からのチラシを生徒に配付。

- 警察庁「なくそう、子供の性被害。」

http://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/statistics/

- 公益財団法人警察協会「STOP! 子供の性被害～子供を性被害から守るために～」

<https://www.keisatukyokai.or.jp/pages/23/>

- 文部科学省「情報モラル教育の充実」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm

- 文部科学省「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1354754.htm

- 警察庁・文部科学省「守りたい 大切な自分 大切な誰か」

https://www.mext.go.jp/content/20210311-mxt_kyousei02-100003330_1.pdf

- 文部科学省・内閣府「生命(いのち)の安全教育」

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

(2)家庭との連携

校長は、入学説明会で、家庭でのスマートフォンやタブレットを用いたゲームやSNSの利用(時間及び内容、フィルタリングの設定、留意点等)について、生徒と保護者で話し合ってルールを策定し、実際にルールを守る取組を推進する。

市からのチラシやパンフレットを用いて、生徒への注意喚起し、また、講師を招聘し生徒対象のSNS講演会を、定期的に持つ。

◆火災予防対策について

校長は所轄の消防署に防火管理者選任届を行うと同時に、消防計画書を提出する。火災予防対策として、各部屋に火元責任者をおき、日頃より、防火に努めさせる。

施設管理人は施錠の確認と、火の元の確認を行う。湯沸かしポットの消し忘れや、タコ足配線等の人的ミスが無いようにする。あれば、教頭に報告し、教頭より火元責任者へ指導する。

(5)火元責任者 一覧

全体責任者 校長							
各部屋 火元責任者							
管 理 棟	2階	校長室	校長	教 室 棟	1~4階	各学級教室	各担任
		職員室	教頭		1階	配膳室	教頭
		放送室	奥野			英語教室 12	加志
		進路室	奥野			支援学級1	迫
		図書室	大野			2階	生徒会室
		相談室 1	豊田英		多目的室21		松根
		相談室 2	豊田英		支援学級3		中田
		教具室	永江		3階		通級指導教室
		更衣室(男)	楨			支援学級2	寺西
		更衣室(女)	江菅			支援学級5	江菅
		印刷室	永江			心の相談室	豊田英
		校務員室	伏屋			倉庫	迫
	休養室	教頭	卓球部 1	北條			
	施設管理人室	奥村・中野	卓球部 2	北條			
	1階	会議室	教頭	4階		多目的教室41	豊田真
		相談室 3	豊田英		英語教室 4	武蔵野	
視聴覚室		澤田	支援学級4		植田		
理科室 1		奥田	技術棟		木工室	川末	
理科室 2	札埜	金工室		川末			
3階	保健室	吉本	プール	プール更衣室	北條		
	音楽室 1	黒田		プール浄化槽室	北條		
	音楽室 2	黒田	中庭	農具倉庫	伏屋		
	被服室	川末		粗ごみ倉庫	伏屋		
	調理室	川末		プロパン保管庫	伏屋		
PTA室	教頭	電源室	教頭				
4階		理科室 3	吉川	体育館棟	体育館	豊田真	
		美術室 1	金城	運動場	運動場倉庫	豊田英	
		美術室 2	金城				
		放課後学習室	溝尻				
		コンピュータ室	川末				

(5)火元責任者 一覧

全体責任者 校長							
各部屋 火元責任者							
管 理 棟	2階	校長室	校長	教 室 棟	1～4階	各学級教室	各担任
		職員室	教頭		1階	配膳室	教頭
		放送室	奥野			英語教室 12	加志
		進路室	奥野			支援学級1	迫
		図書室	大野			生徒会室	加志
		相談室 1	豊田英		2階	多目的室21	松根
		相談室 2	豊田英			支援学級3	中田
		教具室	永江		3階	通級指導教室	日外
		更衣室(男)	榎			支援学級2	寺西
		更衣室(女)	江菅			支援学級5	江菅
	印刷室	永江	心の相談室	豊田英			
	校務員室	伏屋	倉庫	迫			
	休養室	教頭	卓球部 1	北條			
	施設管理人室	奥村・中野	卓球部 2	北條			
	1階	会議室	教頭	4階	多目的教室41	豊田真	
相談室 3		豊田英	英語教室 4		武蔵野		
視聴覚室		澤田	支援学級4		植田		
理科室 1		奥田	技術棟	木工室	川末		
理科室 2		札埜		金工室	川末		
保健室	吉本	プール	プール更衣室	北條			
			プール浄化槽室	北條			
3階	音楽室 1	黒田	中庭	農具倉庫	伏屋		
	音楽室 2	黒田		粗ごみ倉庫	伏屋		
	被服室	川末		プロパン保管庫	伏屋		
	調理室	川末		電源室	教頭		
	PTA室	教頭	体育館棟	体育館	豊田真		

4階	理科室 3	吉川	運動場	運動場倉庫	豊田英
	美術室 1	金城			
	美術室 2	金城			
	放課後学習室	溝尻			
	コンピュータ室	川末			

《安全教育》

(4) 令和5年度 学校安全計画		※学級活動の欄 ◎…1単位時間程度の指導 ●…短い時間の指導											
項目	月	4	5	6	7・8	9	10	11	12	1	2	3	
月の重点	安全な登下校をしよう	施設設備の適切な使用方法を学ぼう	修学旅行を安全に配慮して実施しよう	健康と安全に気を付けよう	文化祭の取り組みを安全に行おう	体育祭を安全に配慮して実施しよう	危険を予測し安全な生活を守ろう	事故災害から身を守ろう	自ら健康を維持しよう	事故の原因について学ぼう	安全な生活ができるようしよう	安全な生活ができるようしよう	
道徳	生命の尊さ	集団の尊さ	自主自律	法の遵守	文化祭の取り組みを安全に行おう	友情の尊さ	社会規範	郷土愛	人間愛	生命の尊重	社会への奉仕	社会への奉仕	
安全	社会	●世界と比べた日本の地域的特色(自然災害と防災への努力) ●理科室の使用上の注意 ●実験時の危険防止とふさわしい服装 ●薬品検査 ●美術室の使用上の注意	●理科室の使用上の注意 ●備品の点検整備 ●薬品検査	●薬品検査	◎薬品やガラス器具、加熱器具の使い方 ●自主研究実験上の注意 ●薬品検査、理科室整備 ●ニードル等の道具の使用の注意 ●備品検査	●薬品検査	●薬品検査	●力学関係の実験器具の使い方 ●薬品検査	●薬品検査、理科室整備 ●電気についての知識 ●電気器具の使い方 ◎火山活動と地震 ●薬品検査	●薬品検査	◎環境教育 ●備品点検 ●薬品点検(台帳管理)	◎環境教育 ●備品点検 ●薬品点検(台帳管理)	◎環境教育 ●備品点検 ●薬品点検(台帳管理)
	美術	●美術室の使用上の注意	●備品の点検整備	●彫刻刀の正しい使い方	●印刷機具の使い方	●小型ナイフの使い方	●打ち出しの用具の使い方	●塗装の際の一般的な注意	●カッター、はさみ、コンパス等の使用上の注意	●絵の具、用具の保管、管理の指導	●教室での一般的な諸注意 ●機具、用具点検	●教室での一般的な諸注意 ●機具、用具点検	
	体育分野	●集団行動様式の徹底 ●施設や用具の使い方	●事故の体力を知る ●集団行動と協力性 ●備品の点検整備 ●新体力テストの行い方 測定方法	●水泳の事故防止について 自己健康管理	●随上運動の適切な場所の使い方と測定の仕方	●器械運動の段階的な練習と適切な補助の仕方	●長距離走の健康把握と体力にあったペース配分	●武道の正しい理解と場所、用具の使い方と手入れ	●サッカーの用具、場所の使い方(ボールの運搬や固定等)、ルールやマナーの徹底 ●ゲームの安全 ●健康と生活(3年)	●バスケットボールの用具、場所の使い方、ルールやマナーの徹底 ●サッカーのゲームの安全	●バスケットボールのゲームの安全 ●器具、用具点検	●バスケットボールのゲームの安全 ●器具、用具点検	
	保健分野	●心身の発達と心の健康(1年)	●傷害の防止(2年)	●生活行動・生活習慣と健康(3年)	●自然災害(安全年)	●健康と環境(2年) ●疾病と予防(3年)	●電気の安全な利用	●日常での木製品の利用	●電子機器の利用と安全	●作業場所の確保と危険の回避	●機具点検整備 ●備品検査(台帳管理)	●機具点検整備 ●備品検査(台帳管理)	
	技術・家庭	●施設設備の使用上の注意 ●作業場所の確保と危険回避 ●美術室の使用上の注意	●木材の性質と切断 ●日常での木製品の利用	●工作加工機械や工具の安全や点検	●工作機械や安全な利用	●ガスコンロの使い方 ●換気	●ガスコンロの使い方 ●換気	●調理実習における注意 ●日常食の調理	●食生活と健康	●食生活と健康	●食生活と健康	●食生活と健康	
	総合的な学習												
	教育	第1学年	●中学生になって ●通学路の確認 ●部活動での安全 ●自分でできる安全点検 ◎犯罪被害の防止や通報の仕方	●災害時の安全な避難の仕方と日常の備え ●清掃方法を確認しよう	◎雨天時の校舎内での過ごし方 ●校内での事故と安全な生活 ◎水泳、水の事故と安全	●自分の健康チェック ◎夏休みの生活設計と安全(防犯) ●部活動と安全	●文化祭と安全	◎交通法規の意義と安全 ●自転車の正しい乗り方 ●体育祭の取組と安全	●校外学習の安全 ●自転車の安全な乗り方 ◎交通事故の加害と被害 ●登下校の安全	●冬休みの生活設計と安全 ●火器の注意 ◎災害への備えと協力(地域の一人として)	●自分の健康チェック ◎地震の危険 ●地域の安全	●けがの発生状況とその防止	●1年間の反省
		第2学年	●通学路の確認 ●自分でできる安全点検 ◎犯罪被害の防止や通報の仕方	◎交通事故の防止を考えよう	◎雨天時の校舎内での過ごし方 ◎水泳、水の事故と安全	●自分の健康チェック ◎夏休みの生活設計と安全(防犯) ●部活動と安全	●文化祭と安全	◎交通事故の原因と安全 ◎部活動の安全とリーダーの役割 ●体育祭の取組と安全	◎交通事故の加害と被害 ●登下校の安全	●冬休みの生活設計と安全 ●火器の注意 ◎災害への備えと協力(地域の一人として)	●自分の健康チェック ◎地震の危険 ●地域の安全	●けがの発生状況とその防止	●1年間の反省
		第3学年	◎犯罪被害の防止や通報の仕方 ●登下校の安全 ●自分でできる安全点検	●心の安定と事故 ●修学旅行と安全	◎水泳、水の事故と安全	●自分の健康チェック ◎夏休みの生活設計と安全(防犯) ●部活動と安全	●文化祭と安全	●体育祭の取組と安全	◎交通事故の責任と補償 ◎交通安全の理由と事故の特性(停止距離・内輪差等) ●体育祭の取組と安全	◎交通安全の責任と補償 ●登下校の安全 ●自転車の正しい乗り方と選び方	●自分の健康チェック ◎冬のスポーツと安全 ●地域の安全	●けがの発生状況とその防止	●学校、教室環境の整備 ●修学旅行(専任活動)
		生徒会活動	●部活動紹介	●生徒総会		●文化祭、文化祭準備 ●生徒会役員選挙	●体育祭	●小中交流会	●球技大会				
主な学校行事等		●入学式 ●健康診断 ●春の交通安全運動	●修学旅行 ●新体力テスト	●防災避難訓練(不審者)	●校区ハトロール ●心肺蘇生法講習会	●秋の交通安全運動	●職場体験	●防災訓練(火災) ●防災教育(土壇授業) ●ECフェスティバル	●校区ハトロール	●防災訓練(地震) ●新入生学校説明会	●卒業式		
安全管理	対人管理	●通学方法の決定 ●安全に関するまじりの設定	●自分の安全について及びけがの予防 ●熱中症予防について	●校内での安全な過ごし方 ●プールにおける安全管理について	●教員体制の見直し ●夏季休業中の部活動での安全と対応 ●心肺蘇生研修会 ●災害時の危険や火災 ●夏季休業中の校舎内外の点検	●身体の安全及びけがの予防 ●文化祭の準備と安全	●自転車の正しい乗り方と危険防止(反射材の効果、無灯火や薄暮時の危険等)	●感染症予防について ●電気の正しい使い方	●避難時の約束について	●通学路の見直し ●安全な登下校について	●施設設備等の安全な使い方について	●1年間の人的管理の評価(けがの状況等)	
	対物管理	●通学路の安全点検 ●安全点検年間の確認(点検方法等研修含む)	●学校施設の安全点検・整備 ●校外における生徒の安全行動把握、情報交換 ●熱中症予防に関する研修	●学校施設の安全点検及び整備(プール)	●学校施設の安全点検・整備 ●学校安全(保健)委員会 ●校内点検	●学校施設の安全点検・整備	●学校施設の安全点検・整備	●冬季の通学路点検	●地域防災訓練の啓発 ●年末年始の交通安全運動の啓発 ●深夜ハトロール	●阪神淡路大震災(17日) ●大災害対応啓発 ●国民防災とボランティア週間(17日を含む)	●学校安全(保健)委員会 ●地域交通安全ハトロール	●1年間の安全点検の評価	
学校安全に関する組織活動													

《校外学習に際しての未然防止》

校外活動における危機未然防止対策

(1)事前の検討・対策

校外学習、移動教室、修学旅行、その他の校外活動について、生徒の安全確保の観点から以下の点についての事前の検討・対策を講じることとする。

<p>校外活動全般</p>	<p>校外活動先における地域固有のリスク(津波・土砂災害などの自然災害、その他の事故・災害の危険性)を調査し、これを可能な限り軽減するとともに、想定される事故・災害等が発生した場合の対応を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事前の下見で、現地で被災した場合の様々なリスクや、活動場所近くの利用可能な施設・設備等(AED配置場所、病院・警察署等)を調査するとともに、これを活動計画や活動のしおりに反映させる。 ● 訪問先・宿泊先・旅行代理店等関係者との安全確保に関する事前調整を行う。 ● 引率教職員間での連絡方法、引率教職員と在校教職員との定期的な連絡の方法について検討する。 ● 災害発生時の避難経路・避難場所、情報収集手段等について確認し、全引率教職員間の共通認識とする。 ● 緊急時の連絡体制(医療機関、学校、保護者)を整備し、確実に機能するかを事前に確認する。 ● 一人で避難できない生徒への対応について検討する。
<p>宿泊を伴う活動・食に 関係する活動※(食物アレルギー対応)</p>	<p>食物アレルギーをもつ生徒についての情報と緊急時対応について、すべての引率教職員間で共有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● エピペン®等持参薬の管理方法について、確認する(教職員が管理する必要がある場合には引率方法を検討)。 ● 工場見学や体験学習など、食に 関係する活動があれば、その内容を十分検討する。 ● 宿泊先や訪問先施設に対し、食物アレルギー対応態勢、実績、どこまでの対応が可能か等について確認する。その際、食事内容だけでなく、そばがら枕の使用など、触れたり吸い込んだりすることも発症原因になることに留意する。 ● 宿泊先や訪問先での食事や活動内容について、保護者と協議をする。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 万が一アレルギー症状が発症した場合に備えて、以下の準備をする。 ➢ エピペン®等持参薬の使用方法の再確認 ➢ 搬送可能な医療機関の事前調査 ➢ 円滑な治療を受けるため、(必要に応じて)主治医からの紹介状を用
--	--

※注意が必要な活動:調理実習、牛乳パックを使った作業、小麦粉粘土を使った活動、修学旅行(生徒同士の弁当のおかずやおやつの交換)、植物観察、給食ではない飲食を伴う活動(地域主催イベントの模擬店など)、アレルギーとなる食品の清掃 等

◆ 校内行事に際しての危機未然防止対策

校長は、入学式、卒業式、運動会、学校開放等の校内行事における危機未然防止として、担当教職員に指示して以下の対策を講じるものとする。

なお、本校を会場としてPTA等がイベントを主催する場合についても、同様の対策を取ることを主催者側と事前に確認する。

(1)事前準備

- 学校施設の開放部分と非開放部分を明確化し、事前配布する案内に明記する。非開放部分については立入禁止箇所として掲示物・テープ等で示す。
- 行事会場からの非常口、避難経路、避難場所等について確認する。(行事参加予定人数と、非常口の箇所数、避難経路・避難場所の広さなどを確認)
- 行事の受付(来訪者の身元確認)についてPTAに依頼する。

(2)校内行事当日の対応

- 行事の来賓には、受付にて招待状を提示してもらう。確認後、出席者用のリボンを渡し胸の位置につけるよう求める。
- 生徒保護者には、来校証カードをカードホルダーに入れて必ず首から下げるよう求める。
- 行事中、教職員は担当を決めて校内(非開放部分を含む)を巡回し、来校証カードを身に付けていないものがないか確認する(いた場合には声掛けし、身元を確認)。
- 行事中の災害に備え、行事開始前に参加者には会場の非常口や避難経路、避難場所を伝達する。あわせて、校内立ち入り禁止区域についても説明し、理解を得る。

◆ 緊急時の非常参集体制

(1)非常参集基準

夜間休日、休暇中などの勤務時間外に災害等が発生した場合に備え、災害等のレベルに応じた緊急時の非常参集体制を次のとおりとする。

【 別表 3 】

災害時の配備体制

学校教育関係（配備体制）

配備区分	配備時期	配備体制		
		時間内		時間外
			〈楠葉西中〉	〈楠葉西中〉
1号 配備	災害発生のおそれがあるが、時間・規模等の推測が困難なとき 枚方市域で、震度5弱	予め指名した職員 約10% 指示により避難所設置	管理職	2名 〈管理職〉
2号 配備	小規模の災害が発生したとき、または、そのおそれがあるとき 枚方市域で、震度5弱	予め指名した職員 約25% 指示により避難所設置	管理職 首席 生徒指導主事 進路指導主事 学年主任	2名 〈管理職〉
3号 配備	中規模の災害発生が発生したとき、または、そのおそれがあるとき 枚方市域で、震度5強	予め指名した職員 約50% 指示により避難所設置	〈企画委員〉	各学校の 状況に応じて 約50% 〈企画委員〉
4号 配備	大規模の災害が発生し、または、発生するおそれがあるとき 枚方市域で、震度6弱以上	全職員	全員	全員

● その他の事故・災害等:状況に応じて、第1～4次参集のいずれの体制を取るかを校長が判断。

*1)「待機」となる教職員は、常に連絡が取れるような状態にしておくこと(必要に応じて応援を要請する場合があるため)。

*2)避難情報とは、枚方市の発令する「高齢者等避難」、「避難指示」のこと。

(2)安全確保等の優先

勤務時間外の非常参集については、原則として自分自身と家族の身の安全を優先することとし、自宅及び家族の安否を確認後に参集する。

交通手段の途絶や通勤経路上の問題によりどうしても参集できない場合には、無理に参集せず、本部にその旨連絡を入れること。その上で、可能な場合には、在宅にて本部と連携を取りつつ、生徒及び教職員の安否確認等の本部業務を支援する。

(3)非常参集時の心得

○服装:動きやすい服装、運動靴とする。季節に合わせて防寒具等も準備する。

○持ち物:数日間勤務に当たることを想定し、リュック等に準備しておく。

持ち物の例

身分証明書 携帯電話・スマートフォン 携帯充電器 携帯ラジオ
携帯できる食料 飲料水 現金(小銭)笛(ホイッスル)
小型のライト マスク 着替え メモ帳・筆記用具

○非常参集時には、必ずインターネット等で警報等に関する情報を収集するとともに、下記の場合には、危険区域を絶対に通らないこと。

≪ 参集の種類等 避けるべき区域 ≫

地震時の参集

大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されている場合

津波ハザードマップ(津波浸水想定区域図)で津波の浸水が想定されている区域

風水害時の参集

洪水ハザードマップ(洪水浸水想定区域図)、土砂災害ハザードマップ(土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域等)で浸水や土砂災害が想定されている区域

○参集する際には自身の身の安全に十分留意すること。

○災害等の被害が大きい場合には、参集途上の地域の様子をつぶさに観察し、本部へ報告すること。

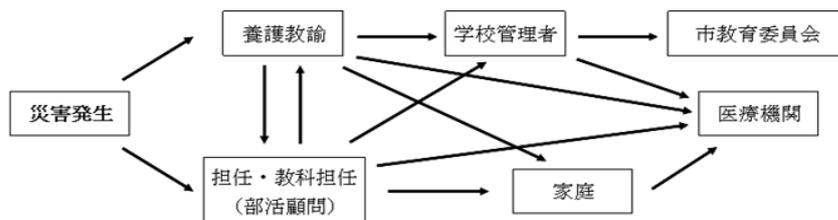
(5)教職員の安否確認

全ての教職員は、事故・災害等の発生により非常参集体制が取られた場合は、自身の安否状況(自身及び家族の被災状況、自宅の被災状況等)について、メール又は電話により、管理職(校長又は教頭)に連絡する。校長は、教頭に指示して、全教職員の安否情報を取りまとめるとともに、安否不明の教職員に対して安否確認の連絡を取る。また、安否不明又は被災により事故・災害等への対応が取れない教職員がいる場合は、必要に応じてその代理となるものを指名する。

事故発生時の病院搬送について

救急事故

- ・ 救急事故発生時には、その場に居合わせた職員が速やかに適切な処置を行い、養護教諭、担任、教頭に連絡する。
- ・ 医師の診察が必要な場合は、保護者に連絡し病院に搬送する。



病院搬送について

1. 病院への連絡

- ・病院の決定は、保護者連絡し「かかりつけ病院」があるかどうか確認する。
- ・保護者との連絡がとれた場合は、可能な限り病院に来ていただく。
- ・保護者との連絡がとれなかった場合、本人と相談し近くの医療機関に搬送する。

2. 保護者連絡

- ・必要なときには保険証と公費医療助成(子ども医療・ひとり親家庭医療・障害者医療等)を使用される場合には持っている医療証を持参で病院に来てもらい、診断結果を直接聞いてもらう。
- ・受診後、授業参加が可能な場合は、学校につれて帰り保護者に診断結果を報告する。

3. 搬送方法

- ・タクシーを使うー枚方市安全共済会発行のタクシーチケットを使う。(病院と学校の往復のみ)
- ・必要に応じて救急車の出動を要請する。

4. 救急車の呼び方(119番出動要請について)

- ・呼ぶ前に、傷病部位と簡単な状況を知っておくこと。

・保健調査票を出し、本人の名前(フルネーム)、年齢、生年月日を伝えること。

消防本部	要請者
①火事(消防)ですか?ケガ(救急)ですか?	-「ケガです」「病気です」「救急です」
②場所はどこですか?	- 枚方市立楠葉西中学校です。 住所は枚方市西船橋2丁目43-1です。 電話は050-7102-9225です。
③通報者の名前は?	- 職員の〇〇です。
④該当者の状況は?	- (例)廊下で転倒し、コンクリートの床で頭部を強打しました。
⑤該当者の性別、年齢は?	- (例)男子、14歳(中学2年生です)

・通報後、正門前で待機し誘導する。

救急車を校内のどこに止めてもらうかによって要所に職員を配置する。

・救急車には職員が必ず1名以上同乗する。(保健調査票、タクシーチケット、携帯電話、お金は携帯する)

・保護者に連絡

(例)「休み時間に友達とふざけていて廊下で転倒し、床で頭を打ちました。

手当を急ぐため救急車を呼びました。詳しくは後ほどお話しいたします。受け入れ先の病院が決まれば再度連絡いたしますので待機しておいてください。」

震災・火災・洪水について

(1) 目的		
1.	校内の防災(震災・火災・洪水)に常に心がけ、災害が発生した場合においても速やかに生徒の安全確保を図る。	
2.	地震・火災・洪水等の発生時に対しては、被害を最小限にとどめる。	
(2) 日常の対策		
1.	常に校舎内外の施設を点検し、有事の際、避難しやすいようにしておくとともに、非構造物については、年2回の定期的な点検を行ない非構造物の落下等による被害を未然に防止する。また、電源、電気器具、ガスの元栓と器具、消火器、火災報知器等のある場所をよく知り、火災の発生を未然に防止する。洪水浸水想定区域内に位置していることを、常に教職員、生徒ともに念頭においておく。非常時には電話等繋がらないこともあるので、常にiPadを充電しておく。	
2.	校舎内のゴミ等の可燃物はためない。	
3.	避難経路の周知 各教室に避難経路図を掲示しておく。年度をまたいでも外さない。	
4.	避難訓練を行い災害時の行動の徹底、災害に対する意識の向上に努める。	
5.	洪水浸水対策の3階以上への避難訓練を行う。	
(3) 災害発生時の対策		
1. 組織	総指揮……………	校長
	指令……………	教頭
	通報・連絡……………	首席・事務・生徒指導主事 (消防署,教育委員会、警察、警備会社に通報)
	避難誘導……………	第3学年副担任、支援学級担任 (授業中は教科担任)
	消火班……………	生徒指導主事・第1学年副担任 (消火器の管理点検及び初期消火活動)
	救出班……………	第2学年副担任 (残留生徒の確認及び救出に当たる)
	救護班……………	養護教諭 (負傷者の救護に当たる)
	運搬班……………	事務・校務員 (非常時搬出物を搬出)
	安全確認……………	各学年担任 (避難場所での安全確保・人数確認)
	夜間防犯……………	施設管理人 (戸締まり・施錠・防犯設備の点検)
2. 火災発生時	(基本的対応)	
	・火気を断ち、ガスの元栓を閉め、電気を消し、延焼を防ぐため窓・扉を閉める。	
	・先生の指示に従って、速やかに廊下に整列する。(出席簿を携行する。)	

- ・先生の指示に従って、速やかに廊下に整列する。(出席簿を携行する。)
- ・先生の指示に従って落ち着いて避難する。(おさない・走らない・喋らない)
- ・校舎外に出ると、建物等から落下物の危険性があるので、素早くグラウンドに整列する。
- ・担任(授業担当者)は、生徒の点呼を行ない、学年主任を通じ、教頭に報告する。
- ・職員室にいる教職員は引き渡しカード、携帯電話、欠席連絡ホワイトボードをiPadで撮影(被災状況別の対応例)

①授業中

※避難経路の確認、避難の指示は職員室で待機中の教職員が行う。

場所	共通事項	個別事項
普通教室	<ul style="list-style-type: none"> ・教師による安全確保の的確な指示(頭部の保護、窓や壁際から離れさせる) ・火気使用中であれば消火する。 ・生徒等の人員等状況確認や周囲の安全確認 ・余震や二次災害に備え、生徒等を落ち着かせる。 	・机の下に潜らせ、机の脚を両手でしっかり持つように指示
特別教室		・実験中であれば、危険回避の指示(ガス、薬品、熱)
体育館		・中央に集合させ、体を低くするように指示(建物の構造や体育用具の位置によっては、柱や壁に寄り添う方が良い場合もある。)
グラウンド		・建物から離れ、中央に集合させ、体を低くするように指示
プール		<ul style="list-style-type: none"> ・速やかにプールの縁に移動させ、縁をつかむように指示 ・揺れが収まれば、素早くプールから出るように指示 ・避難準備(サンダル・靴を履き、衣服やバスタオルで身を守る)

②教師と生徒等が離れている場合(始業前、休み時間、放課後)

場所	生徒等の行動	教職員の対応
階段 廊下 トイレ等	<ul style="list-style-type: none"> ・揺れている間は、上着やカバン等で頭部を保護してじっと待機する。 ・落下物や倒壊物に気を付ける。 ・揺れがおさまり、教師の指示に従い、グラウンドに避難する。 ・周囲の安全確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・全校指示(揺れが収まるまで、頭部を保護して教職員が到着するまで待機するように指示) ・教職員は分散して生徒等の安全確保、指示誘導 ・校舎外にいる生徒等の安全確保、負傷者の応急手当
校庭等	<ul style="list-style-type: none"> ・建物、ブロック塀、窓ガラスの近くから離れる。 ・揺れが収まるまで、頭部を保護し、広い場所の中央で待機する。 	

4.洪水浸水時
(基本的対応)

- ・3, 4階にいる生徒はそのまま、1, 2階やグラウンド、体育館にいる生徒は3, 4階の教室に移動。
- ・職員室にいる教員で引き渡しカード、携帯電話、欠席連絡ホワイトボードを撮影する。
- ・担任(授業担当者)は、生徒の点呼を行ない、学年主任を通じ、教頭に報告する。
- ・管理棟3階被服室を本部とする。
- ・教職員はiPadで連絡を取り合う。

地震警報発令

場面	授業中			登下校中			校外学習など		
	校長・教頭・首席・生徒指導主事	教職員	生徒	校長・教頭	教職員	生徒	校長・教頭	教職員	生徒
地震発生	地震発生			地震発生			地震発生		
安全確保	<p><緊急放送で安全確保の指示></p> <p><テレビ・ラジオ等で地震警報等の確認と最新情報入手></p>	<p><的確な指示></p> <p>①「頭部をまもれ」</p> <p>②「机の下にもぐれ」③「机の脚をもて」</p>	<p><揺れがおさまるのを待つ></p> <p><机の下に潜り、落下物から身を守る></p>	災害対策本部設置		<p><揺れがおさまるのを待つ></p> <p>①高層ビル等からの落下部に注意②ブロック塀、自販機から離れ、頭部を保護</p>	<p><安全確保最優先></p> <p>①地形や滞在場所の状況を判断し、安全確保を指示</p> <p>②公共交通機関を使用している場合は乗務員の指示に従う</p>	<p><揺れがおさまるのを待つ、安全な場所へ退避させる></p>	<p><揺れがおさまるのを待つ></p> <p>①高層ビル等からの落下部に注意</p> <p>②ブロック塀、自販機から離れ、頭部を保護</p>
1次避難	<p><確認と最新情報入手></p> <p>校長は、校長室(職員室)で指揮</p> <p><緊急放送で全校避難を指示></p> <p>首席・生徒指導主事は、すぐに校庭へ</p>	<p>校庭へ避難誘導></p> <p>①名簿・引き渡しカード等の携帯</p> <p>②配慮を要する子どもへの対応</p> <p>③トイレ、特別教室等に生徒が残っていないか確認</p>	<p><落ち着いて移動></p> <p><カバン等で頭部を保護しながら上履きそのまま移動></p> <p><おかしもの約束></p> <p>おさない</p> <p>かけない</p> <p>しゃべらない</p> <p>もどらない</p>	<p>統轄本部設置</p> <p>校長は、校長室(職員室)で指揮</p>	<p><生徒の所在確認></p> <p>①校内を確認</p> <p>②通学路(公園等)を確認</p> <p>③避難場所を確認</p>	<p><安全な場所へ避難></p> <p>学校:校庭等、安全な場所に避難</p> <p>自宅:近い方へ避難</p> <p>保護者が不在の場合は学校へ帰宅した場合は、学校へ連絡</p>	<p><揺れがおさまるのを待ち、安全な場所への移動を指示></p>	<p><生徒を安全な場所へ移動させる></p> <p><公共交通機関を使用している場合は、乗務員の避難指示に従う></p>	<p><安全な場所へ避難></p> <p>①教員や公共交通機関の乗務員の避難指示に従う</p> <p>②教師とはぐれた時は、動かずその場で待つ</p>
安全確認	<p><人数と安否確認></p> <p>生徒→担任→学年主任→生徒指導主事→校長・教頭</p> <p>①周囲の被害状況の把握</p> <p>②二次避難の準備・計画</p> <p>③負傷者の確認と手当</p> <p>④生徒の不安緩和</p> <p>⑤病院等の医療機関との連携</p>	<p><1次避難状況を教育委員会に報告></p>	<p><負傷者がいる場合は助け合う></p> <p>①勝手な行動をとらない</p> <p>②私語をつつしむ</p>	<p><安否確認></p> <p><1次避難状況を教育委員会へ報告></p> <p>(1次報告:FAX)</p>	<p><情報収集></p> <p>①学校に登校生徒の確認</p> <p>②帰宅した生徒の安否確認</p> <p>③校内施設被害状況の把握</p> <p>④危険箇所の立ち入り禁止措置</p>	<p><学校へ連絡し、状況を報告、指示を受ける></p> <p><地元の公共機関等へ連絡し、救援要請を行う></p> <p>①市役所</p> <p>③近隣の小中学校</p> <p>③警察等</p> <p><要請を行う></p>	<p><負傷者がいる場合は助け合う></p> <p>①勝手な行動をとらない</p> <p>②私語をつつしむ</p>		
予想される二次災害	火災発生			校舎倒壊 火災発生			校舎倒壊 火災発生		
二次避難	<p><安全な場所への避難指示></p> <p>①校舎から離れた場所</p> <p>②近隣の公園</p> <p>③地域防災拠点</p> <p>※事前に場所を決めておく</p>	<p><安全な場所へ避難誘導></p> <p><的確な情報を与え、落ち着くように指示></p>	<p><落ち着いて移動></p> <p>カバン等で頭部を保護しながら上履きそのまま移動</p> <p>教員の指示に従い、急いで集合場所へ移動</p>	<p><的確な情報を与え、落ち着くように指示></p>		<p><学校></p> <p>①教員の指示に従い、落ち着いて行動する</p> <p>②カバン等で頭部を保護しながら上履きそのまま移動</p> <p><自宅>(保護者とともに)落ち着いたら、市の指定した広域避難場所へ</p>	<p><地元公共機関等の指示を受け、近隣ビルの最上階 又は近くの丘陵地への避難誘導></p> <p><学校へ詳細を連絡し、指示を受ける></p>	<p><教員や地元の方々の指示に従う></p> <p>①落ち着いて行動する</p> <p>②勝手な行動をとらない</p> <p>③教師とはぐれた時は、動かず、</p> <p>④地元病院等の医療機関との連携</p> <p>その場で待つ</p>	
安全確認	<p><人数と安否確認></p> <p>生徒→担任→学年主任→生徒指導主事→校長・教頭</p> <p>①周囲の被害状況の把握</p> <p>②負傷者の確認と手当</p> <p>③生徒の不安緩和</p> <p>④病院等の医療機関との連携</p>	<p><施設被害状況の把握></p> <p><危険箇所の立ち入り禁止措置></p>	<p><負傷者がいる場合は助け合う></p> <p>①勝手な行動をとらない</p> <p>②私語をつつしむ</p>	<p>人数と安否確認></p> <p>生徒→担任→学年主任→生徒指導主事→校長・教頭</p> <p>①周囲の被害状況の把握②負傷者の確認と手当</p> <p>③生徒の不安緩和④生徒の不安緩和④病院等の医療機関連携</p>		<p><負傷者がいる場合は助け合う></p> <p>勝手な行動をとらない</p> <p>私語をつつしむ</p>	<p><人数と安否確認></p> <p>①周囲の被害状況の把握</p> <p>②負傷者の確認と手当</p> <p>③生徒の不安緩和</p>		

◆ 重要書類等の保管・整備

(1) 学校運営上の重要物品・重要書類

学校運営に関する重要物品・書類は、災害等による損壊を避けるため、以下のとおり保管する。校長は、学校安全担当者に指示して毎年度当初に、保管場所の被災可能性が低いこと、保管内容物の過不足がないことを確認するものとする。

【校長室 耐火金庫】

施錠保管	<ul style="list-style-type: none">● 学校沿革史● 職員人事関係書類等● 卒業生台帳● 指導要録
------	--

【その他の備品等】

- ・給水バルーン、ビブス(相談室3)
- ・図面(相談室1 ロッカー)
- ・ハンドマイク、引渡しカード、携帯電話(職員室)、iPad

◆ 事故・事件対応記録様式

生徒が事故・事件の被害にあった場合には、以下の枚方市の様式を用いて情報を整理する。

死亡の場合

令和 年 月 日

1. 氏名・性別・生年月日(年齢)
2. 在籍学年・組・担任氏名
3. 保護者の住所氏名
4. 死亡の日時及び場所
5. 死因 (事故発生後の経過・学校のとった措置)
6. 学校管理下の有・無
7. 日本スポーツ振興センター及び学校園安全共済会の給付の有・無
8. その他参考となる事項

在籍生徒(園児・生徒)の事故について(報告)

1. 名前・性別・生年月日(年齢)
2. 在籍学年・組・担任名前
3. 保護者の住所名前
4. 事故発生の日時及び場所
5. 事故の種類・程度
6. 事故発生の形態 1. 授業中 2. 課外活動中 3. 休憩時間中
(○印を付す) 4. 校長承認下の在校中 5. 登下校中 6. その他()
7. 事故発生の原因及び状況の概要
・内容〔誰が〇〇〇〇・どこで〇〇〇〇・何を〇〇〇〇・どのように〇〇〇〇〕
8. 事故発生後の経過及び学校のとった措置
・内容〔誰が〇〇〇〇・どこで〇〇〇〇・何を〇〇〇〇・どのように〇〇〇〇〕
・時系列(24h制)で記載のこと
9. 事故に伴う入院 有 ・ 無 (○印を付す)
*有の場合のみ
(1)入院先
(2)入院月日 令和 年 月 日
(3)退院予定月日 令和 年 月 日
10. その他参考となる事項
(注)交通事故の場合は、事故現場付近略図を添付し、また管理外でも報告すること。

◆家庭・地域・関係機関との連携について

枚方警察 072-893-1234

枚方東消防署 072-852-9999

枚方市教育委員会 生徒支援課 15-8147
学事保健課 15-8045
教職員課 15-8040

《各家庭》みるメール クラスルーム ブログ 電話連絡 等

◆避難訓練について

水害、地震・火災・不審者の避難訓練を行う。

枚方市立楠葉西中学校 避難訓練実施要項(水害)

1. 日時 月 日() 6限目終了直前 15時25分より

雨天時 … 晴天時と同様の避難を行う。

2. 目的

- ・水害時に各種情報から危険性を判断して、主体的に自らの命を守る行動を取ることができる。
- ・全員が災害発生時の基本的な対応の手順と避難経路を実際に確認する。(自分の命は自分で守る。)
- ・災害発生時における心構えを持たせ、防災意識を高める。(避難経路どおりには逃げられないこともある。)
- ・職員の基本的な役割分担を再確認する。

3. 想定

- ・浸水の目安が3m以上(2階浸水)または家屋倒壊危険ゾーン(水害リスク①)を想定して行う。
- ・「垂直避難」を前提とする。

4. 時程と行動

(昼清掃)

14時40分・6限目開始。各クラスで出欠確認。放送のツマミを最大にしておく。

15時25分・緊急放送(生徒指導主事)

「ただいまより水害時における避難訓練を行います。」

「先程、急激な淀川の水位上昇により、淀川の堤防決壊の恐れがあり、枚方市より「避難指示」が発令されました。今後はこの放送の指示に従って行動してください。」(2回繰り返す)

・避難放送(生徒指導主事)

「生徒の皆さんは安全に気を配り、各教室の教科担任の引率のもと、今から放送で指示する場所に移動してください。」

「まず1年生は各自教室に戻って、待機しておいてください。」

「2年1組は下足箱を通して、管理棟4F 美術室1に移動してください。」「2年2組は…」(各クラス順番に指示)

- ・生徒の緊急避難 集合完了までのタイムを測定します。<目標: 5分以内>
- ・人数確認(教科担任→各フロア担当→溝尻→校長・教頭)
- ・講評(校長・生指主事)

15時40分頃・元の教室移動

15時45分・終礼(10分間)

5. 集合場所

臨時職員室 → 被服室

1年生 → 原則、教室棟3・4階の次の教室に移動して待機。

【1組: 4F 多目的室 2組: 4F 英語教室 3組: 3F 通級指導教室 4組: 3F 支援学級2】

2年生 → 原則、各自教室に戻って待機

3年生 → 原則、管理棟4階の次の教室に下足箱を通って移動して待機。

【1組：美術室1 2組：美術室2 3組：コンピュータ室】

6. 役割分担・担当場所

総指揮・放送指示（生指主事・教頭） 緊急避難誘導（6限 教科担任）

緊急連絡（教頭） 人数確認（教科担任→各フロア担当→豊田英→校長・教頭）

救護（養護教諭） 講評（校長・生徒指導主事）

※各フロア担当者は、本部の指示のもと、授業があいている職員室にいる先生で担当していただきます。

※各フロア担当者であることがわかるように、各フロア担当者にはビブスをお渡しします。

7. その他

- ・水害の場合は、降雨から危険な状況になるまでの猶予時間（リードタイム）がある進行性の災害であるため、「各自、臨機応変な行動を行う」というより、「全体指示に従って、冷静かつ迅速な行動をとる」ことを心がける。
- ・職員室前の「家庭連絡票」が入っているロッカー奥にある「緊急時引き渡し来校者用申請書」を、原則、管理職 or 生徒指導主事 or 生徒支援部員の誰かが必ず持って行く。
- ・避難訓練後に生徒に「Classroom」で水害時における留意事項（枚方市のハザードマップ等）を配信し、終礼時に簡単な確認を行う。

【参考資料】

【水害リスク①】 浸水の目安が3m以上（2階浸水）または家屋倒壊危険ゾーン

早期の立ち退き避難が必要な区域に校舎が立地している

- ・浸水深が深く、校舎の2階以上が浸水する恐れのある区域
- ・浸水により家屋の倒壊が想定される区域

【水害リスク②】 浸水の目安が0.5～3m未満（1階床上浸水）または0.5m未満（1階床下浸水）

早期の立ち退き避難が必要な区域ではないが、浸水想定区域に校舎が立地している

【水害リスク③】 浸水想定区域外

浸水想定区域に校舎は立地していない

枚方市立楠葉西中学校 避難訓練実施要項(地震)

8. 日時

月 日()

雨天時 … 教室内での身を守る行動のみ。避難は行わない。

9. 目的

- ・全員が災害発生時の基本的な対応の手順と避難経路を実際に確認する。(自分の命は自分で守る。)
- ・災害発生時における心構えを持たせ、防災意識を高める。(避難経路どおりには逃げられないこともある。)
- ・職員の基本的な役割分担を再確認する。

10. 想定

地震(緊急地震速報発表後、震度5弱以上の揺れが約1分続く)を想定して行う。

11. 時程と行動

14時15分 ・5限目終わり。各クラスで出欠確認。放送のツマミを最大にしておく。

14時23分 ・緊急放送(生徒指導主事)

「ただいまより避難訓練を行います。」

「緊急地震速報が発表されました。強い揺れに警戒してください。」(2回繰り返す)

(教室) ・机の下にもぐり、机の脚を対角線上につかむ。窓際の人にはガラスに対して背を向ける。

・教室の窓や戸を開け、出口を確保する。

(体育館) ・中央部に集まり、手で頭部を覆い、身をかがめる。(照明の真下は避ける)

(廊下・階段) ・ゆれている間は、帽子や上着等で頭部を保護してじっと待機する。

・手すりがあれば、手すりにつかまる。 ・落下物や倒壊物に気を付ける。

(トイレ) ・個室ドアは速やかに開け、出口を確保する。

(グラウンド) ・校舎、ネット、ゴールなどからすぐに離れる。教師の元へ集合する。

14時26分 ・避難放送(生徒指導主事)

「生徒の皆さんは安全に気を配り、すみやかにグラウンドに避難してください。」

・生徒の緊急避難 集合完了までのタイムを測定します。<目標: 5分以内>

・放送に従い、避難できる経路を通過して グラウンドへ移動



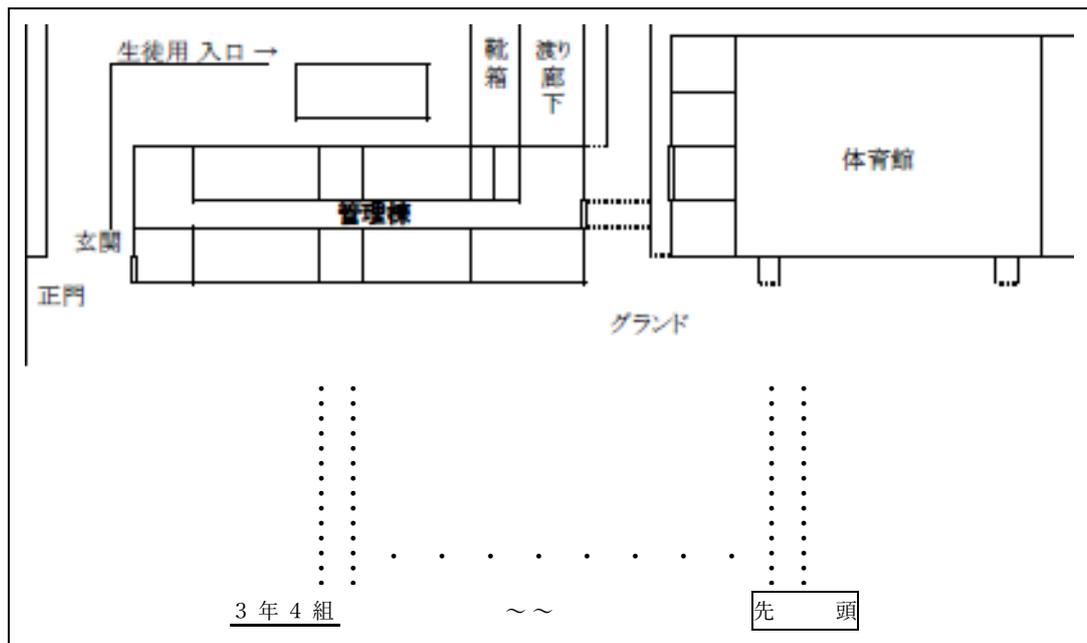
・グラウンド(体育館)集合

・人数確認(教科担任→学年主任→校長)

・講評(校長・生徒指導主事)

14時40分頃 ・教室移動(下足箱付近でスリッパの汚れを落とすよう指示)

12. 集合場所



13. 役割分担・担当場所

総指揮・講評 (校長・教頭)	緊急避難誘導 (6限 教科担任)
緊急連絡 (教頭)	人数確認 (教科担任→学年主任→校長・教頭)
救護 (養護教諭)	集合・計時 (生徒指導主事) ワイヤレスアンプ使用

14. その他

- ・全教職員および全生徒で、ここ数ヶ月で実際にあった地震を振り返りながら、リアリティのある避難訓練を行う。
- ・職員室前の「家庭連絡票」が入っているロッカー奥にある「緊急時引き渡し来校者用申請書」を、原則、管理職 or 生徒指導主事 or 生徒支援部員の誰かが必ず持って行く。
- ・避難訓練前日に生徒に「Classroom」で地震時における留意事項等を配信し、終礼時に簡単な確認を行っておく。

枚方市立楠葉西中学校 避難訓練実施要項(不審者)

目的

- (1) 不審者侵入に対し、教職員が連携を図りながら、生徒の安全を守るため、迅速、適切に行動できるようにする。
- (2) 生徒が自分の身を守るため、落ち着いて素早く行動できるようにする。

日時

年 月 日 () 14:10～(5限終了5分前)

場面設定と訓練の流れ

見回りの教諭1、2が授業中に不審者を発見。声をかけたところ、木工室へ向かって逃走して行った。教諭1は後を追う、教諭2は職員室へ報告に来る。職員室から現場へ応援に急行すると同時に、**緊急放送**を流す。

「只今より避難訓練を実施します」

「只今より避難訓練を実施します」

「緊急放送。授業中以外の職員は(木工室)へ急行してください。」

「緊急放送。授業中以外の職員は(木工室)へ急行してください。」 と2回繰り返す。

- ① 各クラスでは、緊急放送後すぐに**避難体制**をとる。

A 人数確認

B すべてのドア・窓の施錠

C 出入口付近から離れる

D 侵入されそうになった際に対抗する椅子やほうき等の準備

- ② 生徒への指示(もし不審者が侵入してきた際にどうやって逃げるか等)
※今回の訓練ではA～Dを実際に行い、その5分後に不審者を確保することができた。
- ③ その報告の**放送**が流れる。

「不審者は確保されました。全員落ち着いてグラウンド(雨天時体育館)へ避難してください」

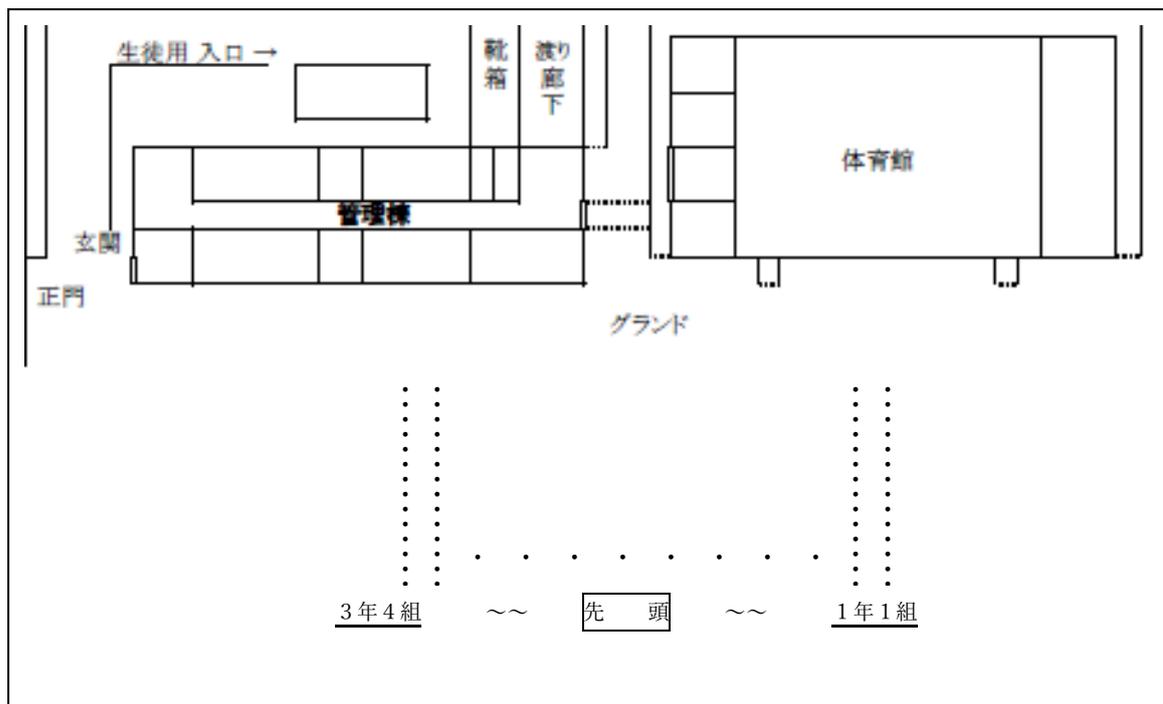
- ④ 放送終了後、すみやかに避難経路を**通って避難を開始**する。

- 担任(教科担)が誘導
- スリッパのまま静かに廊下に整列して、避難経路に従いあわてずに移動する。
(おさない・はしらない・しゃべらない・もどらない)
- グラウンドで整列して座る
(教科担が誘導した際は、グラウンド(雨天時体育館)で担任と引き継ぐ)
- 担任が人数確認をして学年主任→教頭→校長へ
(〇年〇組 在籍〇名 欠席〇名 現在〇名 異常なし)

- ⑤ 校長先生(生徒指導主事)より講評

※終了後は、しっかりと砂を落としてから校舎へ戻る

集合場所



役割分担

進行（生徒指導主事） 放送（教頭） グラウンドマイク（生徒指導主事）
誘導（教科担） * 5限目の担当教員が各階の確認を行ってください。

その他

※卒業生や地域の方が来校されることが多い中で、不審者もそれに紛れ侵入してくる可能性もあります。
手を出すのではなく、声かけ(挨拶など)をし、他の教職員に知らせるようにしてください。

教職員は、日頃から来校者の名札確認や、緊急時に「非常ベルをならす」
「消火器をまく」「さすまたを使う」ことを、念頭に置いておく。

(6) 不審者 侵入対応 クイックチャート2022

枚方市立楠葉西中学校

校内に見知らぬ人を見かけた時(名札未着用など)

普段から声かけを率先して行う。

挨拶を含め、はっきりとした声かけで対応をする。

例：「こんにちは」
「何か用事でしょうか？」
「どちら様でしょうか？」

何らかの事故・
事件が起きた時

(危険が生じる事態が
予想されるとき)

・生徒の生命の安全を確保する

・すみやかに職員室に報告する

110 通報

(基本的には管理職だが、
個人判断もありうる)

連絡を受けた先生は、
必要に応じて

緊急放送を行う

危険回避

- ・冷静な判断と行動をとる
- ・不審者から離れる逃げる
- ・まわりの人へ知らせる

指示に従い
安全な場所まで引率する
人数確認を怠らない
(基本的にはグラウンドにて
整列・点呼)

状況を把握し
傷病者等の対応をする

事件発生時は 必ず、

校長、教頭、首席、生徒指導主事 に連絡する。

近隣での事件や不審者発生等の対応

(1) 第一報による対応の判断

校長は、登下校中の生徒への危害行為や、学校近隣における不審者の発生など生徒の犯罪被害につながる可能性のある事案の発生に関する情報を得た場合、その概要を把握するとともに、緊急対応が必要かどうかを判断する。

※緊急対応が必要な事態(例):以下のような状況が継続している場合

- *凶器を持った不審者が通学路の近くをうろついている。
- *登下校中の生徒が不審者に襲われケガをした。
- *不審者が登下校中の生徒に声を掛け連れ去ろうとした。
- *登下校中の生徒が金品を奪われた。
- *校区内や周辺で凶悪な犯罪が発生し、解決(犯人確保)されていない。
- *その他、学校近隣において生徒が犯罪被害を受ける可能性がある。

(2) ケース別の生徒・教職員の対応

校長は、上記により緊急対応が必要と判断した場合、以下の対応を基本として、教職員に必要な対応等を指示する。

なお、すべてのケースにおいて、保護者に対し一斉メールを通じて速やかに情報提供・注意喚起・引取り依頼等を行う。また、登下校中の時間帯に発生した場合は、枚方市防災担当部局に依頼して、防災行政無線を用いた生徒への連絡を行う。

《生徒が不審者に遭遇したと訴えてきたとき》

緊急であれば110番。

そうでなければ、生徒からの聞き取りは5Wをしっかりととききとり、保護者の了承を得てから、警察、市教委、近隣小学校へ連絡し、メールや文書で注意喚起する。

《犯罪予告等》

学校に犯罪予告・不審物等があった場合の対応フロー

生徒・教職員等に、以下の対応を指示		※速やかに保護者に「一斉メール」で連絡	
	生徒登校前	生徒在校中	生徒登下校時
生徒	自宅待機	避難場所へ集合 ⇒集団下校	登下校中の生徒は帰宅 学校にいる生徒は、避難場所へ集合→集団下校
教職員	避難場所へ集合	避難場所へ集合 →通学路の巡回	避難場所へ集合 →通学路の巡回

安否確認・保護者、報道機関対応(必要に応じて)・心のケア

◆一次救命処置を行う上での留意点

- 意識や呼吸の有無がわからないときはない場合と同じ対応を取る
- 突然の心停止後には「死戦期呼吸」がみられる場合がある
- 119 番通報の電話口で指示・指導が受けられるので、必要な場合は電話を切らずに指示を仰ぐ
- AED の「小児用電極パッド」や「小児用」切替スイッチは、未就学児以下の子供が対象であるため、小学生以上は成人用を用いる

【頭部外傷の初期対応】

出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター、令和 2 年度スポーツ庁委託事業 学校における体育活動での事故防止対策推進事業「スポーツ事故対応ハンドブック(フローチャート編)」(令和 2 年 12 月)

- 意識障害は脳損傷の程度を示す重要な症状であり、意識状態を見極めて、対応することが重要である。※1
- 頭部を打っていないからといって安心はできない。意識が回復したからといって安心はできない。※2
- 頸髄・頸椎損傷が疑われた場合は動かさないで速やかに救急車を要請する。※3
- 練習、試合への復帰は慎重に。※4

※1 まったく応答がないときも、話し方や動作、表情がふだんと違うときも、意識の障害です。

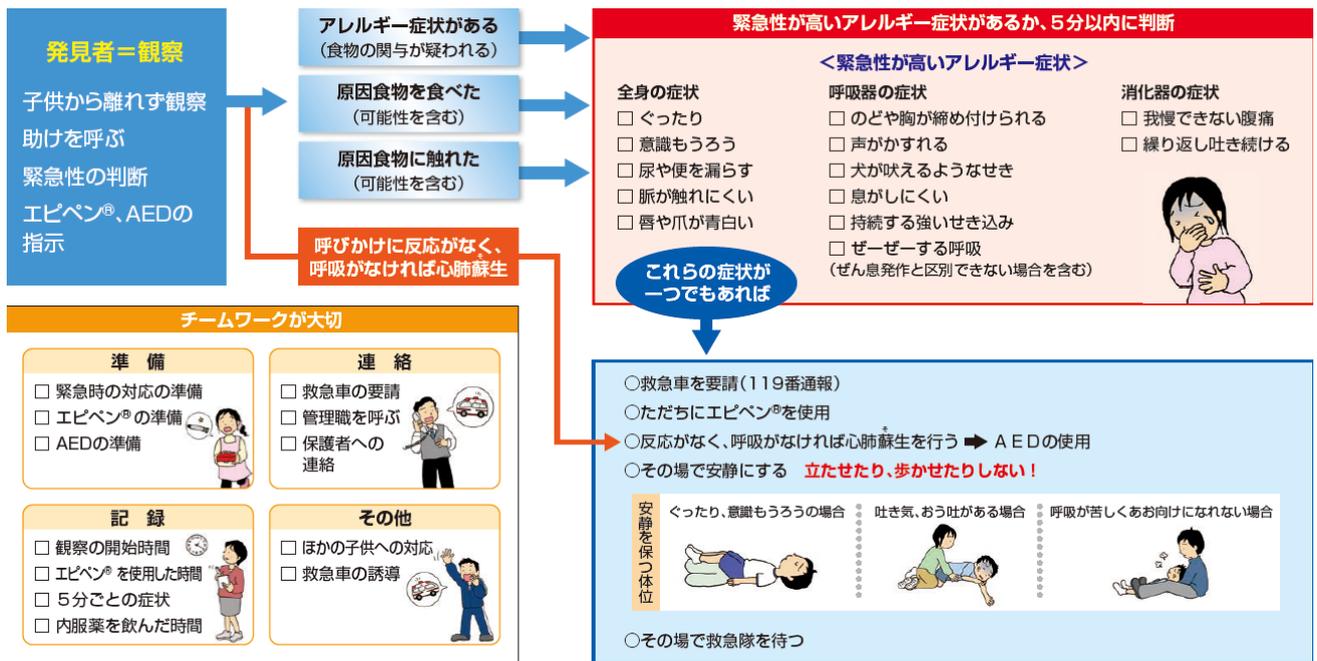
意識障害が続く場合はもちろん、意識を一時失うことや、外傷前後の記憶がはっきりしない、頭痛、吐き気、嘔吐、めまい、手足のしびれや力が入らない等の症状があれば、脳神経外科専門医の診察を受ける必要があります。頭の怪我は、時間が経つと症状が変化し、目を離しているうちに重症となることがあります。外傷後、少なくとも 24 時間は観察し、患者を 1 人きりにしてはいけません。

※2 脳の損傷は、頭が揺さぶられるだけで発生することがあります。意識が回復した後でも、急性硬膜下血腫等の重大な出血が脳に起きている場合があります。

※3 頸部に痛みを訴える、手足の動きが悪い、感覚がない又はしびれる、呼吸がしづらい等の症状がある場合、頸椎や頸髄損傷を起こしている可能性があります。これらの場合、速やかに救急要請をかけます。生命の維持には気道確保が最優先であり、意識がない場合は、まず、そのままの位置で呼吸を確認します。うつ伏せに倒れている場合は、人手が揃うまでそのままの位置で観察します。仰向けの場合は、頭側に回り両手で頭部を支えるようにして固定します。

※4 繰り返し頭部に衝撃を受けると、重大な脳損傷が起こることがあります。スポーツへの復帰は慎重にし、段階的競技復帰(G RTP; Graduated Return to Play) のプロトコルに沿って運動を開始します。完全に症状が消失してから 24 時間経過(ステップ 1)したのち、ステップ 2 の軽い有酸素運動の開始ができます。そこで再発がなければステップ 3 に進みます。症状が再発した場合は一旦ステップ 1 に戻り、症状が出現しなかったステップから再開します。このように段階的に運動強度を上げながら、最終的にステップ 6 まで経たのちに完全な復帰が可能となります。ここでは詳細を解説しきれないため、各競技団体がホームページで公開している情報を御参照ください。また、必要に応じて脳神経外科医の判断を仰ぐ。

食物アレルギー発生時の対応



エピベン®の使い方

- ① ケースから取り出す
- ② 利き手でグーで握る
- ③ 青い安全キャップを外す
- ④ 太ももの外側に注射「カチッ」と音がするまで押し当て、五つ数える
- ⑤ オレンジ色のニードルカバーがのびていることを確認する

本人が注射できない場合
衣類の上からも打つことのできる
ポケットの中身を確認

使用前 使用后

緊急時個別対応票		原因食物		初期対応	
児童生徒等名	年 組				
緊急連絡先	連絡先	続柄	電話番号	<input type="checkbox"/> 意識状態の確認 <input type="checkbox"/> 呼吸、心拍の確認 <input type="checkbox"/> 食物が皮膚に触れて症状がある <input type="checkbox"/> 眼症状がある <input type="checkbox"/> 食物が口の中にある	
	①				
	②				
管理状況	内服薬	有・無 保管場所 ()		<input type="checkbox"/> 食物が皮膚に触れて症状がある → 触れた皮膚を流水で洗い流す <input type="checkbox"/> 眼症状がある → 目を流水で洗い流す <input type="checkbox"/> 食物が口の中にある → 食べ物を吐き出させて、十分にゆすぐ	
	エピベン®	有・無 保管場所 ()			
指定救急機関	救急	119		※医療機関、消防署への情報伝達 1. 年齢、性別ほか患者の基本情報 2. 食物アレルギーによるアナフィラキシー症状が現れていること。 3. どんな症状がいつから現れて、これまでに行った処置、またその時間。特に状態が悪い場合は、意識状態、顔色、心拍、呼吸数を伝えられると良い。	
	所轄消防署	名称			
	主治医	医師名	Tel ()		
	校医	医師名	Tel ()		
	搬送医療機関	医療機関名	Tel ()		
校内内線	校長室			※保護者への情報伝達 1. 食物アレルギー症状が現れたこと。 2. 応じて医療機関へ状況連絡し、救急搬送することなどの了承を得る。 3. 応じてエピベン®を使用することの了承を得る。 4. 保護者が学校や医療機関に来られるか確認する。 5. 応じて搬送先を伝え、搬送先に保護者が来られるか確認する。	
	職員室				
	保健室				

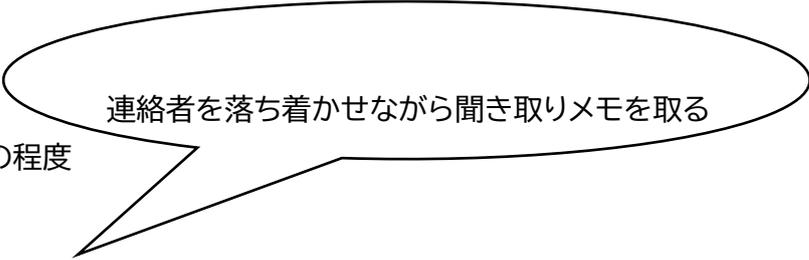
※アドレナリン自己注射薬をエピベン®と表記

◆ 交通事故発生時の対応フロー

交通事故発生時の第一報



- ・生徒本人及び相手方の被害(ケガ等)の程度
- ・事故の発生場所、発生時刻
- ・事故の状況(概要)
- ・加害事故、被害事故の別
- ・救急車の手配状況、搬送先
- ・110番通報の有無……………未通報の場合は、119通報・110通報



校長へ(不在の場合は代行者)へ報告



保護者に第1報



搬送病院連絡



養護教諭を含む

複数で現場へ

応急手当・安全確保

情報収集・救急車同乗

学校への連絡

◆ 災害発生時の対応

火災発生時

- ・火災報知器作動時の対応(火元確認 等) ・
- ・火災発見者の取るべき対応(大きな声で知らせる、火災報知ボタンを押す 等) ・
- ・初期消火(実施方法、初期消火の限界の判断基準 等) ・
- ・消防への通報 ・ 避難指示(判断者、指示内容文案 等) ・
- ・避難誘導・避難行動(授業中、休憩時間中など発生タイミングに応じて取るべき行動) ・
- ・避難の際の留意点(姿勢は低く、ハンカチ等で鼻と口を覆う 等) ・
- ・非常持ち出し(職員室にいる職員) ・
- ・避難場所(グラウンド)

気象災害などの対応(保護者配付プリント)

1	<p>午前7時現在</p> <p>枚方市に 特別警報が発表されているときは、臨時休校。</p> <p>暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表されているときは、登校させないで自宅待機。</p>
2	<p>午前9時現在</p> <p>暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、第3校時より授業を行います。 (10時40分に登校してください。学校給食はあります。)</p> <p>いずれかが発表中の場合は、引き続き自宅待機。</p>
3	<p>午前10時現在</p> <p>暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、第4校時より授業を行います。 (11時40分に登校してください。学校給食はあります。)</p> <p>いずれかが発表中の場合は、引き続き自宅待機。</p> <p>※午前10時を過ぎて「暴風警報」「暴風雪警報」「洪水警報」が解除された場合は、 当日の学校給食はありません。(食材を購入しているため返金はありません)</p>
4	<p>正午現在</p> <p>暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、第5校時より授業を行います。 (13時15分に登校。)</p> <p>いずれかが発表中の場合は、臨時休校。</p>

地震発生時における学校の対応について (枚方市において、震度5弱以上の地震が発生)

状況パターン	震度5弱以上の地震が発生
登校前	<p>臨時休業</p> <p>※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。 ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。</p>
在校時	<p>生徒は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等) へ一時的に避難</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">揺れがおさまった後、原則として登校</p>
下校中	<p>地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、 余震に備えて校庭へ避難 ⇒ 以降、臨時休業</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">生徒の確認・保護</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">安否情報及び、下校について保護者へ連絡</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">【生徒】保護者への引渡し・地域毎に集団下校(教職員引率)</p>

◆国民保護情報がだされた場合

例えば弾道ミサイルは発射から 10 分足らずで到達する可能性もありますので、警報が出されたときには、直ちに行動を取る必要があります。管理職は、テレビやラジオ、インターネット等で迅速・正確な情報を入手するとともに、校内放送を通じて教職員・生徒等に対応を指示

〈弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛けがあった際の基本的な対応〉

屋内にいる場合	屋外（校庭等）にいる場合
<ul style="list-style-type: none"> ● できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋・廊下等へ移動 ● カバンなどで頭部を守る、机の下にもぐるなどして、低い姿勢で身を伏せる 	<ul style="list-style-type: none"> ● できるだけ頑丈な建物（校舎など）の中に入る ● 建物内に避難する余裕のない場合は、物陰に身を隠す、又は地面に身を伏せて頭部を守る
【付近にミサイルが落下した場合】	
<ul style="list-style-type: none"> ● 換気扇を止める、窓に目張りをするなど室内を密閉する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 口・鼻をハンカチ等で覆い、密閉性の高い建物の中又は風上方向へ避難

◆校外学習中の事故災害発生時の対応について

<p>災害対策本部 (校長・教頭・教務主任・学校安全担当)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○（現地引渡しの場合）現地引渡し場所の安全に関する報告を踏まえ、現地引渡し場所の決定 ○一斉メール配信を用いた保護者への連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・引渡しを実施する旨、引渡し場所、引渡しカード持参 ・保護者の安全最優先（無理に引渡し場所に来ない） ○引渡し状況に関する情報の集約 ○教育委員会への報告
<p>引率責任者 引率教員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○（現地引渡しの場合）事前に確認した現地引渡し場所の安全確認、本部への報告 ○引渡し準備（校外活動用引渡し用名簿の準備） ○生徒の安全を確保しつつ、引渡し場所へ移動 ○事故・災害等に関する情報の継続的収集 ○到着した保護者から順次、引渡しを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者等の確認（引渡し名簿記載の引取り者以外には、引渡さない） ・今後の連絡先、避難先等の確認 ・引渡しの記録（「引渡し確認・記録様式」を利用） ○災害対策本部への引渡し状況の報告 ○残っている生徒の保護

◆校内行事開催中に発生した場合の対応

※教職員は生徒対応を優先する。来校者の個別の対応はしない。

- ・ 来校者が身の安全を確保するために取るべき行動

避難場所・避難経路・避難手段等・・・生徒の避難場所に準ずる

来校者への行動指示の方法、担当者・・・入学式、卒業式、文化祭、体育祭 ⇒ 教頭
 授業参観 ⇒ 各教科担任

来校者代表による安否確認とりまとめ等の対応・・・受付名簿の筆頭の方にお問い合わせする。

◆生徒等の安否確認について

校長は、下記の基準に該当する場合、その他必要と判断した場合に、教職員に指示して、生徒の安否を確認する。

	安否確認実施基準（目安）
<p>在校中 校外学習中</p>	<p>* 事故・災害等の発生により、その場で身を守る行動（一次避難）以上の避難行動を取った場合</p>
<p>登下校中</p>	<p>* 震度5弱以上の地震が発生した場合 * 津波警報、大津波警報が発令された場合 * 大雨等に関する5段階の警戒レベルのうち、レベル3（高齢者等避難）以上が発表された場合 * 枚方市内で突風・竜巻・雷による被害が発生した場合 * 通学路上で、内水・河川の氾らん、土砂崩れ、その他の災害による被害が発生した場合 * 学区内で不審者等の情報が入った場合</p>
<p>夜間・休日・ 休暇中等 (学校管理外)</p>	<p>* 震度5弱以上の地震が発生した場合 * 学区内で津波、気象災害、土砂災害等による大きな被害（避難所が開設されるレベル）が発生した場合 * その他、学区内に多数の被害が同時発生（犯罪・テロ等）した場合など</p>

安否確認の役割分担・方法

安否確認の役割分担・方法は、原則として表のとおりとする。

校長は、下表の役割分担により安否確認を担当する教職員が不在・被災などのため対応困難な場合、直ちに代理の者を指名する。

		役割分担	方法
在 校 中	授業中	各授業の担当教員	名簿を用いる
	休憩時間・放課後	学級担任	
	学校行事中		
校外学習中		引率教職員	名簿を用いる
登下校中		学級担任	保護者連絡先 (電話、メール)への連絡※
		学級担任以外	地域を分担し通学路をたどる (沿道の店・民家、子ども110番の家なども確認)
夜間・休日・休暇中等 (学校管理外)		学級担任 (兄弟姉妹が在籍する場合は、 最年長生徒の学級担任)	保護者連絡先(電話、メール) への連絡※

安否確認時に収集する情報とその集約方法

	安否確認の内容
在校中・校外学習中	* 負傷の有無
登下校中	* 負傷の有無 * 自宅、家族の被災状況
夜間・休日・休暇中等 (学校管理外)	「災害用生徒安否確認様式」に記載の事項

災害用生徒等安否確認様式

年 組		記入担当					
No	氏名	確認日時	確認方法	本人の安否 けがの有無等	家族の安否・ 自宅の被害	避難先、 連絡方法	備考

◆集団下校・引渡しと待機

集団下校・引渡し・待機の判断

事故・災害等が在校中に発生した場合（登下校中に発生し、登下校途中の生徒が本校へ避難してきた場合を含む）には、以下のとおり対応するものとする。

①事故・災害等に関する情報収集

校長は、情報収集担当者に指示し、以下に示す多様な手段をできる限り活用して、事故・災害等の発生状況・被害状況及び今後の見通し等に関する情報を収集する。

【情報収集手段】

- * テレビ、ラジオ
- * 防災行政無線、〇〇市等の広報車
- * 〇〇市災害情報ウェブサイト (<http://aaaaaa.bousai.aaa.lg.jp/aaa>)
- * 気象庁ウェブサイト (<https://www.jma.go.jp/jp/kaikotan/index.html>) の ・今後の雨（降水短時間予報） ・雨雲の動き（高解像度降水ナキャスト） ・キキクル（危険度分布）（土砂災害、浸水害、洪水）
- * 国土交通省川の防災情報 (<https://www.river.go.jp/portal/#80>) の ・川の水位情報 ・洪水キキクル（危険度分布） ・土砂キキクル（危険度分布）

引渡しの判断

判断を下すものとする。判断基準	対応
下記のすべての条件を満たす場合 * 震度4以下、津波警報、大津波警報の発表なし * 大雨等に関する5段階の警戒レベルのうちレベル3（高齢者等避難）以上の発令なし * 大雨警報（土砂災害）、洪水警報の発表なし * 今後〇時間内に大雨・土砂災害・洪水の危険性なし * 各種情報源の情報より学区内に被害発生なしと判断 * 担当教職員の巡回により、通学路の安全確認済	集団下校 ※但し、保護者との事前協議により、事故・災害時に保護者への引渡しを行うこととしている生徒を除く
下記のすべての条件を満たす場合 * 震度5弱以上の地震 * 津波警報、大津波警報の発表なし * 大雨等に関する5段階の警戒レベルのうちレベル4（避難指示）以上の発令なし	保護者への引渡し ※但し、保護者同伴であっても経路上の安全確保が確実にできると見なせない場合を除く

保護者等への引き渡し

<p>災害対策本部 校長・教頭 首席 生徒指導主事</p>	<p>○引渡し場所の決定 →学級担任に準備を指示（各教室、又は体育館・校庭など、状況に応じて 判断） ○一斉メール配信・ウェブサイトを用いた保護者への連絡 ・学校及び生徒の現状（安否情報） ・引渡しを実施する旨、引渡し場所、引渡しカード持参 ・保護者の安全最優先（無理に来校しない） ※ 連絡不能な場合、保護者は事前ルールに従い、自動的に引渡しのため来校 ○引渡し状況に関する情報の集約 ○教育委員会への報告</p>
<p>学級担任等</p>	<p>○引渡し準備（引渡しカード、引渡し用名簿の準備） ○生徒を引渡し場所へ移動 ○到着した保護者から順次、引渡しを実施 ・引渡しカードの照合、保護者等の確認（引渡しカード記載の引取り者以外には、引渡さない） ・今後の連絡先、避難先等の確認 ・引渡しの記録（「引渡し確認・記録様式」を利用） ○残っている生徒の保護</p>
<p>その他教職員</p>	<p>○災害対策本部への引渡し状況の報告 ○（必要に応じて）保護者の誘導、説明等、引渡し補佐</p>

待機の場合の対応

<p>災害対策本部 校長・教頭 首席 生徒指導主事</p>	<p>○担当職員に指示して、校舎・体育館等の点検を実施 ○待機場所を決定 （第一候補）体育館 （第二候補）教室 ※候補場所の安全性が確信できない場合は、上記によらず、安全最優先で最適な場所を選択 ○みるメール配信を用いた保護者への連絡 ○事故・災害等に関する情報の継続的収集（学校に危険が迫っていないかを確認） ※（1）①に示す情報収集手段により、継続的に収集 ○教育委員会への報告 ・引渡し済み生徒・待機生徒・教職員の人数（うち負傷者その他の手当て・配慮が必要な人数）、待機場所及びその環境 ・必要に応じて、食料・飲料・物資等の支援要請</p>
---	---

	<p>○その他教職員に指示して、以下の対応を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配付物資の提供 ・不安を訴える生徒への対応（養護教諭、スクールカウンセラーによる対応等）
学級担任等	○学級別に生徒の保護
その他教職員	○災害対策本部の指示に従い、必要な対応

校外学習での対応

<p>災害対策本部 校長・教頭 首席 生徒指導主事</p>	<p>○（現地引渡しの場合）現地引渡し場所の安全に関する報告を踏まえ、現地引渡し場所の決定</p> <p>○みるメール配信を用いた保護者への連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引渡しを実施する旨、引渡し場所、引渡しカード持参 ・保護者の安全最優先（無理に引渡し場所に来ない） <p>○引渡し状況に関する情報の集約</p> <p>○教育委員会への報告</p>
<p>引率責任者、 引率教員</p>	<p>○（現地引渡しの場合）事前に確認した現地引渡し場所の安全確認、本部への報告</p> <p>○引渡し準備（校外活動用引渡し用名簿の準備）</p> <p>○生徒の安全を確保しつつ、引渡し場所へ移動</p> <p>○事故・災害等に関する情報の継続的収集</p> <p>○到着した保護者から順次、引渡しを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者等の確認（引渡し名簿記載の引取り者以外には、引渡さない） ・今後の連絡先、避難先等の確認 ・引渡しの記録（「引渡し確認・記録様式」を利用） <p>○災害対策本部への引渡し状況の報告</p> <p>○残っている生徒の保護</p>

◆保護者・報道機関への対応

(1) 事故・災害等発生時の連絡

校長は、事故・災害等が発生し生徒等が被災した場合、自ら又は他の教職員に指示して、当該生徒等の保護者に以下のとおり速やかに連絡を入れる。

○第一報：事故・災害等の発生後、できるだけ速やかに連絡する。その際、事故等の概況、けがの程度、応急処置・救急搬送依頼の状況など、最低限必要とする情報を整理した上で、提供する。

○第二報：事故等の状況や被害の詳細、搬送先の医療機関名など、ある程度の情報が整理できた段階で連絡する。

(2) 担当窓口の指名

校長は、事故・災害等が発生し被災した生徒等の保護者等に対応するため、連絡・支援等の窓口となる担当者を以下のとおり指名する。

事故・災害等の状況	窓口担当者
* 死亡事故 * 治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病 * その他、複数の生徒・教職員が被災するなど 重篤な事故・災害等	教頭
その他の事故・災害等	学年主任

ただし、上記の窓口担当者が当該事故・災害等に直接関係した者である場合、又は被災生徒等の保護者から別に希望があるなど特段の事情がある場合は、上記の定めによらず別の教職員を窓口担当に指名する。また、多数の生徒等が被災した場合、教職員も被災した場合など、上記の規定では対応の困難な事態が発生した場合には、速やかに枚方市教育委員会に支援を要請し、被災者それぞれの保護者・家族に連絡・支援等を行う体制を確立する。

なお、被害生徒の保護者への支援は継続的に行う必要があることから、人事異動により窓口担当者が交代する場合には、十分な情報共有と引継ぎを行うものとする。

(3) 対応上の留意点

窓口担当者を介した被災生徒等の保護者への対応に当たっては、以下の点に留意するものとする。

○被災生徒等の保護者の心情に配慮し、丁寧な対応を心がける。

○事実に関する情報を、できる限り迅速に、かつ正確に伝える。

○被災生徒等の保護者が希望する場合は、信頼できる第三者として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他専門機関等の紹介・情報提供を行い、相談・支援が受けられるようにする。

○事故・災害等発生後の段階に応じて、以下のように継続的な支援を行う。

応急対応終了後	* 応急手当など発生直後の対応が終了した後は、できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知り得た事実を正確に伝える。 * 基本調査の実施予定について伝える。
基本調査段階	* 基本調査の経過及び結果について、説明する。 * 基本調査の取りまとめに時間を要する場合は、必要に応じて経過説明を行うこととし、最初の説明は調査着手から一週間以内を目安とする。

	* 今後の調査（詳細調査への移行等）について説明し、保護者の意向を確認する。
詳細調査段階	* 詳細調査の実施主体（枚方市教育委員会）が実施する調査の経過報告・最終報告や、保護者の意向確認に、必要に応じて協力する。

○在校生徒への説明、緊急保護者会等による他の保護者への説明、報道発表などを実施する場合は、実施について了解を得るとともに、発表内容を確認していただく。特に、氏名、年齢、傷病の程度、傷病に至った経緯など、プライバシーに関わる情報に関しては、公表の可否を必ず確認する。

○被災生徒等が死亡した場合は、特に次のような点に配慮する。

- ・被災生徒等の保護者の意向を確認の上、学校として通夜や葬儀への対応方針を定める。
- ・被災生徒等の保護者が学校との関わりの継続を求める場合は、他の生徒等の気持ちにも配慮しつつ、クラスに居場所を作るなどの工夫をする。
- ・被災生徒等の保護者の意向を確認の上、卒業式など学校行事への参列についても検討する。

○被災生徒等の兄弟姉妹が在校している場合は、そのサポートを行う。兄弟姉妹が他校に在校している場合は、当該校と連携してサポートを行う。

◆ 生徒等、保護者への説明

校長は、事故・災害等が以下の基準に該当すると判断される場合、在校生徒及び保護者に対してその概要等を説明する機会を設け、憶測に基づく誤った情報や不安等の拡大防止に努める。なお、説明を実施するに当たっては、事前に被災生徒等の保護者に対して説明内容の確認を依頼し、説明実施についての承諾を得る。

【生徒・保護者への説明を実施する事故・災害等の基準】

- * 死亡事故
- * 治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病
- * 複数の生徒・教職員が被災するなど重篤な事故・災害
- * その他、報道・インターネット等を通じて、生徒・保護者が見聞する可能性が高いと考えられる事故・災害

（１）生徒への説明

生徒に対しては、緊急集会等の開催、又は学年・学級ごとの説明を行い、事故・災害等の概要を説明する。その際、心のケアに配慮し、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの支援・助言を受ける。

(2) 保護者への説明

保護者に対しては、まず文書にて情報提供した上で、必要に応じて緊急保護者会等を開催する。

【保護者宛て文書の記載内容（例）】

- 事故・災害等の概要（判明した事実の概要）
- 休校措置・再開の目途など
- 保護者説明会の開催予定
- 心のケア等に関する取組
- その他、必要と考えられる事項

【緊急保護者会における説明内容（例）】

- 事故・災害等の概要（発生日時、場所、被害者、被害程度 等）
- 被害者への対応（その後の経過、保護者との連携状況 等）
- 今後の対応（心のケア、安全対策、休校措置、関係機関との連携 等）
- 保護者への協力依頼事項（家庭での配慮、地域情報の提供 等）

なお、緊急保護者会等を開催する場合には、PTAと協議の上、希望する保護者が可能な限り参加できるよう、その開催日時等について配慮するとともに、出席できなかった保護者への対応についても検討する。

なお、緊急保護者会等を開催する場合には、PTAと協議の上、希望する保護者が可能な限り参加できるよう、その開催日時等について配慮するとともに、出席できなかった保護者への対応についても検討する。

◆ 報道機関への対応

(1) 対応窓口の一本化

校長は、報道機関への対応が必要と判断された場合、枚方市教育委員会に連絡し、学校・委員会のいずれが対応窓口となるかについて協議する。協議の結果、学校にて対応することとなった場合は、校長が窓口担当者となり、窓口の一本化を図る。

なお、校長が事故・災害等の対応に専念する必要がある場合、多数の報道機関への対応が必要となるなど学校単独での対応が困難な場合は、枚方市教育委員会に支援を要請する。

(2) 報道機関への対応上の留意点

- 正確な事実情報の提供：個人情報、人権などに最大限配慮しつつ、事実に関する正確な情報を提供する。このため、発表内容については、以下の点に留意する。
 - ・可能な限り、警察・消防など当該事故・災害等への対応に関わった関係機関の情報等を収集し、事実確認を行う。
 - ・事前に被災生徒等の保護者の意向を確認し、発表内容についての承諾を得る。
 - ・枚方市教育委員会に対し、発表内容の確認を依頼するとともに協議を行う。
- 誠意ある対応：報道を通じて、学校の対応状況や今後の方針等が広く保護者や地域に伝えられることを踏まえ、学校と報道機関との信頼・協力関係が保たれるよう、取材には誠意をもって対応する。

○公平な対応：報道機関ごとに提供する情報の量・質に差異が生じないように、公平な対応に努める。このため、報道機関への発表内容は、文書として取りまとめ、これを配布するとともに、当該文書に記載された範囲を大きく超える内容について一部報道機関のみに提供することのないよう留意する。

○報道機関への要請：報道機関の取材により学校現場に混乱が生じるおそれのある場合は、取材に関しての必要事項等を文書として提供し、報道機関へ協力を要請する。

〈取材に関する必要事項（例）〉

- * 校地・施設内の立ち入り可能箇所、取材場所・時間
- * 生徒、教職員への取材（撮影、録音）の可否
- * 報道資料の提供（記者会見）の予定 など

○取材者の確認と記録：取材を受ける際には、取材者（社名、担当者氏名、電話番号など連絡先）を確認し、取材内容とともに記録を残す。

○明確な回答：取材への回答で誤解等が生じないように、以下の点に留意する。

- ・確認の取れた事実のみを伝え、憶測や個人的な見解を述べることは避ける。
- ・把握していないこと、不明なことは、その旨（「現時点ではわからない」等）を明確に伝える。
- ・決まっていないこと、答えられないことは、その旨を理由とともに説明するとともに、回答できる時期の見込み等を示す。
- ・説明に誤りがあったことが判明した場合は、直ちに取材者に訂正を申し出る。

○記者会見の設定：多数の取材要請がある場合は、枚方市教育委員会と協議の上、その支援を受けて、時間・場所を定めた記者会見を行う。また、取材が長期化する場合は、記者会見の定例化を検討する。

◆ 教育活動の継続

（１）事故・災害等発生後の臨時休業・臨時登校等の措置

①事故・災害等発生後の臨時休業の判断

校長は、下記の基準に当てはまる場合、枚方市教育委員会と協議の上、臨時休業の実施について判断する。臨時休業を決定した場合は、多様な手段を用いてその旨を保護者に連絡するとともに、教育委員会へ報告する。

【臨時休業の判断基準】

- * 震度５強以上の地震（但し、学区内の被害が軽微である場合を除く）
- * 事故・災害等により、本校に避難所が開設されるなど、校区内に大きな被害が出た場合
- * その他、事故・災害等により臨時休業が必要と認められる場合

【臨時休業の保護者等への連絡手段】

- * 一斉配信メール
- * 本校ウェブサイトへの掲載 * 学校入口（校門）への掲示
- * 避難所への掲示 * P T A 役員、地域町内会役員などへの伝言依頼
- * 枚方市からの広報（枚方市教育委員会を通じて要請）

②臨時登校の実施

校長は、臨時休業が 30 日以上継続すると見込まれる場合、必要に応じて、枚方市教育委員会と協議の上、

登校可能な生徒・教職員を対象に「臨時登校日」を設けて臨時登校を実施する。

【臨時登校の目的】

- * 登校可能な生徒、勤務可能な教職員の人数確認
- * 生徒の心理面の状況把握・安定確保
- * 生徒の学習環境（教科書・学用品等）における被害の実態把握

【実施上の留意点】

- * 校舎等被害の応急措置、危険箇所の立入制限等を行い、安全を確保
(校舎等の被害状況により、代替施設の確保も検討)
- * ライフライン（上下水道、電力）、トイレの復旧状況を考慮
- * 通学路の安全性を確認（必要に応じ、集団登下校など安全な通学手段を検討）

なお、臨時登校実施に際しては、上記①で示した多様な手段を用いて、保護者への連絡を行う。

（２）学校教育の再開に向けた被害状況調査

校長は、被害状況把握担当の教職員に指示して、学校教育の再開に向け下記の被害状況を調査し取りまとめるとともに、必要な措置を講じる。

《生徒・教職員の被害》

発災直後に実施した安否確認で得られた情報を基に（必要に応じて追加的な調査を行い）

以下の情報を取りまとめる。

- * 生徒及びその家族の安否、住居等の被害状況
- * 教職員及びその家族の安否、住居等の被害状況

《校舎等の施設、設備の被害》

校舎等の施設・設備について被害状況を把握するとともに、必要な応急措置等を講じる。

- * 学校施設・設備の安全確認及び転倒物等の片付け・整理 ※後日の報告等に備え、被害状況等を写真撮影して記録、校内平面図に位置を明記
- * 危険物・危険薬品（理科室、灯油保管場所等）の安全確認と必要な措置
- * 学校給食施設・備品の点検と必要な措置
- * ライフライン（上下水道、電力、電話）の使用可否確認
(使用不可の場合は、元栓閉、ブレーカー遮断等を実施)
- * 危険箇所・使用禁止箇所について、立入禁止区域等を設定、表示等を実施
- * 枚方市教育委員会に対し、以下を要請・専門家による点検（地震の場合は「応急危険度判定」）、被害箇所の応急処置・復旧・ライフライン事業者による点検・復旧

《通学路・通学手段の被害》

通学の安全確保のため、以下の情報を収集し、通常の通学手段による通学の可否について検討する。

- * 学校周辺及び通学路の被害状況、危険箇所

(3) 応急教育に係る計画の作成

校長は、上記(2)の調査結果を基に、枚方市教育委員会と協議・連携して、以下の①～④を検討し、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を作成する。なお、計画の作成に当たっては、養護教諭、スクールカウンセラー、学校医等と連携し、生徒の心身の状態に配慮する。

①教育の場の確保

校舎等のうち安全が確認された箇所を用いるほか、必要に応じ、他施設(隣接校、その他の公共施設等)の借用、仮教室(仮設校舎)の建設などを検討する。

※事故等の場合、発生現場等の使用は避けた校舎使用計画を検討。

なお、ライフライン復旧が見込まれない場合は、仮設トイレ、仮設給水栓・給水蛇口等を確保する。また、他施設を借用する場合には、当該施設への通学手段、通学時の安全確保についても併せて検討する。

②教育課程等の再編成

被害状況等を踏まえ、必要に応じて以下の対応を取る。

○授業形態の工夫(始業遅延、短縮授業、2部授業、複式授業など)

○臨時学級編成

○臨時時間割の作成

○教職員の再配置・確保

○学校行事(卒業式等)の実施方法の工夫(校庭や学校外施設の利用など)

○給食への対応(調理不要物資を用いた簡易給食、弁当持参など)

③教育活動再開時期の決定・連絡

下記の状況を考慮しつつ、枚方市教育委員会と協議の上、教育活動の再開時期を決定する。

【教育活動再開における考慮事項】

- * 学校施設の応急復旧状況
- * 危険箇所の立入禁止措置など安全対策の状況
- * ライフライン(上下水道・トイレ、電力、通信回線等)復旧状況
- * 通学路の安全確保状況
- * 利用できる教室数など、教育の場の確保状況
- * 登校可能な生徒数、勤務可能な教職員数
- * 避難所としての本校の利用状況 など

授業再開時期を決定した後は、上記(1)②に示した多様な手段を用いて、保護者・生徒への連絡を行う。

(4) 被災生徒への支援

①教科書・学用品等の確保

校長は、生徒の学習に支障が生じないように、以下のとおり教科書・学用品等の確保に努める。

○生徒の安否確認、被害状況確認を通じて得られた教科書・学用品等の損失状況に関する情報を取りまとめ、速やかに枚方市教育委員会へ報告する。(災害救助法が適用された場合は、学用品の給与が

実施されるため)

- 当面、必要な教材・学用品等については、学校に備える教材等の有効利用により対応する。
- 教科書等がない生徒への配慮のため、必要に応じ、ワークシート等を活用する。

②就学の機会確保

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により被災し就学援助が必要な生徒の把握に努めるとともに、その情報を取りまとめ、枚方市教育委員会に報告する。

③避難・移動した生徒、転出する生徒への対応

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により避難・移動した生徒及び転出する生徒について、以下のとおり対応する。

- 避難・移動した生徒について、電話等による連絡・移動先訪問などを行い、実状（在籍校への復帰時期等）を把握する。
- 転出した生徒については、転出先の学校と情報交換を行い、心のケア等について十分に配慮する。

◆ 生徒等の心のケア

（１）心身の健康状態の把握

校長は、事故・災害等が発生した後、被災した生徒及び事故・災害等の目撃などにより心身の健康に影響を受ける可能性がある生徒（以下、「当該生徒等」とする。）について、各教職員に以下の対応を指示して、その心身の健康状態を把握する。

- 学級担任：「危機発生時の健康観察様式」を用い、当該生徒等の健康状態を把握する。また必要に応じ、保護者と連絡をとって生徒の状況等について情報収集を行う。これらの結果については、養護教諭に提示する。
- 保護者等からの情報収集：学級担任から保護者に「身体状況等調査票」を配布し、記入の上、学級担任まで提出を求める。学級担任は、内容を確認の上、「危機発生時の健康観察様式」とともに、養護教諭に提示する。
- 養護教諭：学級担任から提示された情報、及び保健室を訪れる生徒の状況等を基に、全体的な傾向及び個別生徒の状況を把握・整理し、管理職に報告する。
- その他の教職員：当該生徒等について注意深く観察し、気付き事項を学級担任及び養護教諭に連絡する。

（２）トラウマ反応への対応

トラウマを経験した生徒には、下表のように情緒・行動・身体・認知面等に様々な反応が現れる。

情緒	●恐怖・怒り・抑うつ ●分離不安・退行（赤ちゃん返り） ●フラッシュバック ●感情の麻痺 ●睡眠障害 等
行動	●落ち着きがない ●イライラ ●集中力の低下 ●衝動的（暴力・自傷） ●非行・薬物乱用 等
身体	●吐き気・おう吐 ●頭痛・腹痛などの身体の痛み

	●かゆみなどの皮膚症状 等
認知	●安全感や信頼感の喪失 ●罪悪感 ●自尊感情の低下 ●様々な対人トラブル 等
学習	●成績低下 ●宿題忘れ

危機発生直後、強いストレスにさらされたことのある生徒にトラウマ反応が現れた場合は、下記の点に留意して対応する。

■穏やかに生徒のそばに寄り添う。

■「大変な出来事の後には、このような状態になることがあるけれど自然なことだよ」などと伝える。

→【不安に対して】生徒の話（怖い体験や心配や疑問も含む）に耳を傾け、質問や不安には生徒が理解できる言葉で、現在の状況を説明する。ただし、生徒の気持ちを根掘り葉掘りきいたり、あまりにも詳細に説明しすぎたりするのは逆効果である。

→【体の反応に対して】体の病気はないのに、不安や恐怖を思い出して体の症状（気持ち悪い、おう吐、頭が痛い、おなかが痛い、息苦しいなど）を訴える場合もある。体が楽になるように、さすったり、暖めたり、汗をふいたり、リラクゼーションを促し、その症状が楽になるようにしてあげる。

→【叱らないこと】不安状態であるときに、子供はふだんできていたことができなくなったり、間違ってしまったたりする。それに対して叱られると、不安が増してしまう。このような状態の時は、生徒が失敗しても「けがはなかった？」「大丈夫だよ」などねぎらいの言葉をかけて、心配していることを伝えれば良い。

（3）心のケア体制の構築

校長は、(1)に基づき必要と認める場合には、以下のとおり「心のケア委員会」を立ち上げ、当該生徒等に対する心のケア体制を確立する。

《心のケア委員会》

構成員	<ul style="list-style-type: none"> * 校長 * 教頭 * 首席 * 生徒指導主事 * 養護教諭 * 当該生徒等の学級担任 【必要に応じ、以下の参加も要請する】 * スクールカウンセラー * スクールソーシャルワーカー * 学校医
協議・検討事項	<ul style="list-style-type: none"> * 当該生徒等の健康状態に関する情報の把握・共有 * 対応方針（全校対応、学級対応、保健室対応等の対応規模、地域の専門機関等による支援の要否、など） * ケア・指導の方法（個別ケア、集団指導等） * 保護者等からの相談窓口設置の要否 * 教職員間の役割分担（ケア・指導の主担当者等） * 専門機関等の支援者の役割分担・支援内容 * 教職員への情報提供、教職員向け研修等の実施要否

（４）関係機関等との連携

校長は、当該生徒等の心のケアを実施するに当たり、必要に応じて、地域の専門機関等（関係機関・団体など、心のケアに関する医療機関）との連携を図るものとする。

なお、医療機関など地域の専門機関等を紹介する際には、当該生徒等及びその保護者に対し、その役割や相談等の必要性を丁寧に説明し、了解を得るものとする。

◆ 教職員の心のケア

（１）管理職の対応

校長は、事故・災害等が発生した後、自身又は家族が被災した教職員及び事故・災害等への対応に当たる教職員について、過度のストレス状況を避けるなど心の健康に配慮するため、例えば以下の対応を検討する。

- 被災した教職員に、現実的な配慮を行う。
- 学校が避難所になった場合は、速やかに管理を行政に委ねる。
- 報道対応の窓口を一本化する。
- 不要不急の業務を判断し、教職員の業務分担を見直したり、応援を依頼したり、臨時の人員配置などを検討する。
- 事故・災害等への対応は、チームを組んで当たる態勢を取る。
- 教職員の心の健康に関する研修会を実施する。
- 状況により、心の健康に関するチェックを行う。
- 休みを取ることが本人の不利にならないように配慮する。

また、一日の活動の終わりに教職員間（必要に応じてスクールカウンセラー等を交える）で、その日の活動を振り返る時間をつくり、自由に安心して話せる環境下で、生徒に関する情報共有と自分の体験やそれに伴う感情を語り合う機会を設ける。

（２）教職員の対応

教職員は、事故・災害等が発生した後に生徒への適切な支援を行うためには、自身の健康管理が重要であることを理解して、以下の点を心がける。

- 個人のできることには限界があることを認識し、一人で抱え込まない。
- ストレスに伴う心身の不調はだれにでも起こることを認識して、相談・受診をためらわない。
- リラクゼーションや気分転換を取り入れる。

さらに、自ら及び同僚の心身の状態を注意深く観察するとともに、その不調をできるだけ早期に発見して休息や相談につなげるよう努める。

◆ 調査・検証・報告・再発防止等

(1) 枚方市教育委員会への報告と支援要請

校長は、発生した事故・災害等が下記の「報告対象事案」に該当すると判断された場合、速やかに枚方市教育委員会へ報告する。

報告対象事案	<ul style="list-style-type: none"> * 死亡事故の発生 * 治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病の発生 * その他、複数の生徒・教職員が被災するなど、重篤な事故・災害等の発生
報告先	枚方市教育委員会 生徒生徒支援課 15-8047

ただし、災害等により通常の情報通信手段（ファクス、パソコン、メール等）が利用できない場合、報告すべき情報が十分に入手できない場合等は、様式にこだわらず、得られた情報のみ電話・訪問等により口頭報告するなど、巧遅より拙速を優先する。

また、状況が下記に該当すると判断される場合には、上記報告に併せて、人員の派遣や助言などの支援を要請する。

【枚方市教育委員会への支援要請の判断基準】

以下の対応について、人員・ノウハウ等が不足すると判断される場合。

- * 被災生徒等の保護者への対応
- * 基本生徒の実施
- * 被災生徒等以外の保護者への説明・情報提供
- * 報道機関への対応
- * その他、事故・災害等の発生後に必要な対応

(2) 基本調査の実施等

校長は、下記①に示す事故・災害等が発生した場合、事実関係の情報を収集・整理するため、以下のとおり速やかに「基本調査」を実施する。

①調査対象

基本調査の対象は、以下のとおりとする。

- a) 学校管理下（登下校中を含む）において発生した死亡事故
- b) 上記（1）の報告対象となる死亡事故以外の事故のうち、被災生徒の保護者の意向も踏まえ、枚方市教育委員会が必要と判断した事故

ただし、このうち b) については枚方市教育委員会の判断に時間を要する可能性があることから、下記④に記載する記録用紙を用いた教職員からの情報収集は、当該判断を待たずに実施するものとする。

②調査体制

校長	* 基本調査の全体統括・指揮
教頭	* 基本調査の取りまとめ

	* 教職員に対する聴き取り
教務主任	* 基本調査の取りまとめ補佐 * 教職員に対する聴き取り（記録担当） * 事故・災害等の当事者生徒及び目撃生徒に対する聴き取り（記録担当）
学級担任・養護教諭、部活動顧問等	* 事故・災害等の当事者生徒及び目撃生徒に対する聴き取り （生徒が最も話しやすい教職員等が担当）

ただし、上記の教職員が当該事故・災害等に関係する場合、校長は、他の教職員にその役割を代行させる、若しくは枚方市教育委員会の支援を受けて校外関係者にその代行を依頼するものとする。

③調査における心のケアへの配慮

事故・災害等に関係する教職員や、その場に居合わせた生徒への対応では、「心のケア」と「事実関係の確認」の両立を図ることに努める。

このため、聴き取り調査などを行うに当たっては、スクールカウンセラー等の専門家の支援を受けて実施の判断を行う。また、実施の際には必ず複数の教職員で対応するとともに、状況に応じてスクールカウンセラー等の専門家に同席させる。

さらに、聴き取りに際しては、その目的を明らかにした上で、以下の事前説明を行い、聴き取り対象者の負担を軽減するよう努める。

【聴き取り時の事前説明】

- * 記憶していることを、できるだけ正確に思い出して話してほしいこと。
- * 一人の記憶に頼るのではなく、複数の人の記憶を基に総合的に判断して、事実関係を取りまとめること（そのため、自らの発言だけで重大な事実関係が確定するわけではないこと）。
- * 「誰が何を言った」ということが、そのまま外部に出たりしないこと。
- * （聴き取りを録音する場合）できるだけ正確に話の内容を記録するため録音するが、録音データは記録作成のみに利用し、そのまま外部に出たりしないこと。

④教職員からの情報収集

調査担当（校長・教頭・首席）は、以下のとおり、教職員から事実関係に関する情報収集を実施する。

○記録用紙を用いた情報収集：事故・災害等の発生後速やかに、関係する全ての教職員に「事実情報記録用紙（教職員個人用）」※を配布し、事故・災害等に関する事実情報の記載・提出を依頼する。なお、事故・災害等の発生直後にメモ等の記録を残していた教職員がいた場合は、記録用紙を提出する際に、当該メモ等の記録も併せて提出を受ける。

○聴き取りの実施：原則として事故・災害等の発生から3日以内を目途に、関係する全ての教職員から聴き取りを実施する。聴き取りは、原則として②に定めた役割分担に基づく担当者が実施するが、教職員が話しやすいかどうかを考慮し、状況に応じて、枚方市教育委員会等からの校外支援者を担当に充てる。

なお、事故・災害時に部活動指導員など外部の方が関係していた場合には、これらの方も調査の対象として、教職員に対してと同様の対応をする。

また、関係する教職員自身が強いストレスを受けている可能性にも留意し、必要な場合は医療機関の受診を勧めるなどの対応を取る。

⑤事故・災害等の現場に居合わせた生徒からの情報収集

事故・災害等発生時の事実関係を整理する上で必要と判断される場合は、生徒への聴き取り調査の実施を検討する。実施に当たっては、以下の点に配慮する。

- 保護者への対応：聴き取り前に保護者に連絡し、理解を得るとともに協力を要請する。
- 聴き取り担当者：学級担任、養護教諭以外に、当該生徒が話しやすい教職員がいる場合は、その教職員が担当するなど、柔軟に対応する。
- 心のケア体制：保護者と連携して、心のケア体制を整え、心のケアの中で自然と語れる雰囲気をつくるよう工夫する。
- 必要に応じ、教職員と同様に、記録用紙を配布して記載してもらう方法を取る。

⑥情報の整理・報告・保存

調査担当（校長・教頭・首席）は、④及び⑤で得られた情報及び記録担当の教職員による記録を基に、事実経過について「時系列整理記録用紙」※を用いて時系列に取りまとめる。整理した情報は、枚方市教育委員会に報告する。

基本調査で収集した記録用紙（メモを含む）や報告等の連絡に用いた電子メール等は、詳細調査を行う際の資料となること等を踏まえ、10年の期間、保存する。

⑦詳細調査への協力

枚方市教育委員会が詳細調査を実施すると判断した場合は、学校としてこれに協力するものとする。

(3) 評価・検証と再発防止対策の推進

①危機対応の評価・検証

調査担当（校長・教頭・学校安全担当）は、基本調査で得られた情報の評価・分析を行い、問題点・要改善点を抽出する。評価・分析の視点は、以下を基本とする

発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> * 生徒の安全確保は適切に行われたか * 校内の緊急連絡体制は機能したか * 関係者・関係機関への連絡は適切に行われたか * 情報収集・管理は適切に行われたか 等
発生後・事後の対応	<ul style="list-style-type: none"> * 生徒・保護者への対応は適切に行われたか * 校内の対策本部体制は機能したか（役割分担、情報共有・伝達等） * 関係者、関係機関との連携は適切だったか * 関係者や報道機関への情報提供は適切に行われたか 等
事前対応	<ul style="list-style-type: none"> * 点検など事前の未然防止対策に不足していた点はないか * 教職員への周知や研修・訓練に不足していた点はないか * 生徒への安全教育に不足していた点はないか * 危機管理マニュアルに不十分な点や問題点はないか 等

②再発防止策の策定・実施

調査担当（校長・教頭・教務主任）は、上記①の評価・検証により得られた問題点・要改善点について、再発防止策を検討する。また、詳細調査が実施された場合には、その報告書の提言に基づき、再発防止策に反映させる。

なお、再発防止策については、下記のとおり関係者等に説明して意見を聴取した上で、取りまとめる。

- * 教職員への説明・意見聴取（職員会議等）
- * 被災生徒保護者への説明・意見聴取
- * その他保護者への説明・意見聴取（PTA総会又は役員会等）
- * 関係機関等への説明・意見聴取（楠葉西中学校区地域教育協議会）